

目 次

条 例

- 津市公共施設整備基金条例
津市環境対策推進基金条例
津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例
津市土地開発基金条例を廃止する条例
津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市農業共済条例の一部を改正する条例
津市都市公園条例の一部を改正する条例
津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市火災予防条例の一部を改正する条例
津市議会委員会条例の一部を改正する条例
津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
津市河内財産区議会定例会の招集回数に関する条例
津市河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
津市河内財産区財政調整基金条例
津市波瀬財産区議会定例会の招集回数に関する条例
津市波瀬財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
津市波瀬財産区財政調整基金条例
波瀬財産区財産の取得管理及び処分に関する条例等を廃止する条例
津市税条例の一部を改正する条例
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

規 则

- 津市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則
津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市物品会計規則の一部を改正する規則
津市消防職員の服制に関する規則の一部を改正する規則
津市危険物規制規則の一部を改正する規則
津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則
津市消防団の組織等に関する規則及び津市消防団公印規則の一部を改正する規則
津市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則
津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則
津市事務分掌規則の一部を改正する規則
津市会計規則の一部を改正する規則
津市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則
三重短期大学の組織に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市公印規則の一部を改正する規則
津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則の一部を改正する規則
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

訓 令

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令
津市地域支援員設置規程
津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令
津市事務専決規程の一部を改正する訓令
津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令
津市土地開発基金運用規程を廃止する訓令
三重短期大学人事に関する規程の一部を改正する訓令
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令
津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令
津市職員に対する平成22年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程

告 示

公示送達

放置自転車等の撤去及び保管
認可地縁団体の告示事項の変更
市道路線の供用開始
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
市道路線の認定
市道路線の廃止
公示送達
市道路線の区域決定
市道路線の供用開始
場間場外発売に関する事務委託の廃止
場間場外発売に関する事務受託の廃止
場間場外発売に関する事務委託
場間場外発売に関する事務受託
認可地縁団体の告示事項の変更
自動車臨時運行許可標識の無効
認可地縁団体の告示事項の変更
地縁による団体の認可
市道路線の区域変更
市道路線の供用開始
財政公表
平成22年度固定資産土地価格等総覧帳簿及び家屋価格等総覧帳簿の総覧
地縁による団体の認可
認可地縁団体の告示事項の変更
市道路線の区域変更
議決を経た予算の公表
津市工事検査要綱の一部を改正する告示

公 告

犬の抑留
公共下水道の供用開始
平成21年産大豆に係る畑作物共済の共済金の支払額等
津市農業振興地域整備計画の変更
犬の抑留
津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業に係る事業計画の変更
津都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の総覧
開発行為に関する工事の完了
津都市計画公園事業の変更認可に係る図書の総覧

津都市計画公園事業の変更認可
津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）の変更認可に係る図書の縦覧
津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の縦覧

津都市計画下水道事業の変更認可

津都市計画下水道事業の変更認可

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

水道事業管理規程

津市水道企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

消防本部訓令

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

教育委員会規則

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則の一部を改正する規則

津市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会訓令

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

津市立の学校職員の結核症の管理に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

津市選挙管理委員会委員長の選挙

津市選挙管理委員会委員長の職務を代理すべき者の指定

農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数

公平委員会規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市公共施設整備基金条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第1号

津市公共施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市の公有財産に属する公共施設の計画的な整備の推進に必要な財源を確保するため、津市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、公共施設の計画的な整備の推進のための事業（以下「事業」という。）に必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市環境対策推進基金条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第2号

津市環境対策推進基金条例

(設置)

第1条 環境と共生するまちづくりの推進に必要な財源を確保するため、津市環境対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、環境と共生するまちづくりの推進のための事業（以下「事業」という。）に必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第3号

津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有效地に活用することができ

る期間が一定の期間に限られる場合

- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有效地に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
 - (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任

期を定めて採用することができる。

- (1) 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認
- (2) 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定による介護休暇の承認
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（次条第2項、第9条及び第10条において「任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合
- (2) 第3条第1項各号に掲げる業務の期間が3年を超えることが明らかな場合

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 任命権者は、任期付職員の任期が3年（前条各号に該当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

（特定任期付職員の給与の特例）

- 第7条 特定任期付職員には、特定任期付職員給料表（別表第1）を適用する。
- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
 - 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により特定任期付職員

給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。

- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行われなければならない。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号。以下「給与条例」という。）第7条から第9条まで、第18条から第20条まで、第23条、第27条から第29条まで及び第35条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第31条第1項及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「退職手当」とあるのは「退職手当並びに津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第31条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第32条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

(任期付職員の給与の特例)

第9条 任期付職員には、任期付職員給料表（別表第2）を適用する。

- 2 任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき任期付職員給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、規則で定める。
- 3 任命権者は、任期付職員の職務の級を、規則で定める基準に従い決定する。

(任期付職員の給与条例の適用除外等)

第10条 給与条例第7条及び第9条の規定は、任期付職員には適用しない。

- 2 任期付職員に対する給与条例第32条第5項の規定の適用については、同項中「行政職給料表及び教育職給料表」とあるのは、「行政職給料表及び教育職給料表並びに津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22

年津市条例第3号) 第9条第1項に規定する任期付職員給料表」とする。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第11条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第9条第3項の規定により決定された職務の級の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第12条 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第24条第2項第2号及び第3項、第27条第3項、第43条並びに第44条第1項の規定の適用については、給与条例第24条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年津市条例第3号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第24条第3項及び第27条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第43条中「再任用職員」とあるのは「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第44条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年津市条例第3号)第4条」を加える。

第19条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

別表第1 (第7条関係)

特定任期付職員給料表

号 級	給料月額(円)
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

別表第2 (第9条関係)

任期付職員給料表

級	給料月額(円)
1	186,500
2	214,200
3	258,600
4	278,900
5	294,500
6	320,600
7	363,600
8	398,000

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第4号

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の2 任命権者は、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号。以下「給与条例」という。）第27条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第11条第1項において「勤務日等」という。）（同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日」を「（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代

休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第16条第3項中「津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）」を「給与条例」に改める。

（津市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「この項」を「この条」に、「割り振り変更前」を「割振り変更前」に改め、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下「正規の勤務時間外にした勤務」という。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務（規則で定める勤務を除く。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務」という。）の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割

合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあっては100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第3項に規定する任命権者が定める時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第38条中「ときは」の次に「、時間外勤務代休時間」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条の表第27条第1項の項の次に次のように加える。

第27条第4項	前項	津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号。以下「育児休業条例」という。）第16条
第27条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第18条の表第27条第1項の項の次に次のように加える。

第27条第4項	前項	津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号。以下「育児休業条例」という。）第18条
第27条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第18条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第5号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松 田 直 久

津市条例第6号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 7 号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「平成 22 年 3 月 31 日」を「平成 23 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第8号

津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第12条及び第37条中「三重県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例」を「三重県市町職員退職手当組合退職手当支給条例」に改める。

(津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成18年津市条例第219号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「三重県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例」を「三重県市町職員退職手当組合退職手当支給条例」に改める。

(津市学校給食調理員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 津市学校給食調理員の給与等に関する条例(平成18年津市条例第228号)の一部を次のように改正する。

第4条中「三重県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例」を「三重県市町職員退職手当組合退職手当支給条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第9号

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例（平成18年津市条例第46号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号を削り、同条第2号中「社会福祉事務」を「生活保護の事務」
に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を削り、
第5号を第3号とし、第6号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、第12号
及び第13号を削り、第14号を第10号とする。

第3条を次のように改める。

（生活保護の事務に従事する職員の特殊勤務手当）

第3条 生活保護の事務に従事する職員の特殊勤務手当は、生活保護に係る被
保護者の死体処理の業務に直接従事したときに支給する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を削る。

第7条中「関する事務に」を「係る入居者の死体処理の業務に直接」に改め、
同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「又はグレーダー等の運転の業務」を削り、同条を第7条とし、第
10条から第13条までを2条ずつ繰り上げ、第14条及び第15条を削り、
第16条を第12条とし、第17条を第13条とし、第18条を第14条とす
る。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の規定は、この条例の
施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係
る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

津市土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第10号

津市土地開発基金条例を廃止する条例

津市土地開発基金条例（平成18年津市条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第11号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児」の次に「、子ども」を加える。

第2条中第12号を第13号とし、同条第11号中「乳幼児」の次に「又は子ども」を加え、同号を同条第12号とし、同条第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号中「乳幼児」の次に「、子ども」を加え、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 子ども 6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（障害者（第1号ウに該当する者を除く。）、一人親家庭等の児童及び妊産婦を除く。）をいう。

第3条第1項第3号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 子ども

第4条第1項中「受けた者」の次に「（子どもにあっては、市長が受給資格を有すると認める者）」を加え、同条に次の1項を加える。

5 前3項の規定は、子どもに係る福祉医療費の助成については、適用しない。この場合において、子どもの助成に係る受給資格の認定は、第8条第1項の規定による申請の都度、これを行うものとする。

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、受給資格者が子どもである場合においては、対象医療費（入院に要するものに限る。）を福祉医療費として助成する

ものとする。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、子どもに係る福祉医療費の助成については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第12号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第25条において「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規

定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の合計額から地方税法第314条の2第2項に、「山林所得金額の合計額(」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(」に改め、同条第2項中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

第21条中「9万円」を「10万円」に改める。

第25条第1項第1号中「山林所得金額の算定」を「山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定」に改め、「及び山林所得金額」の次に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同項第2号及び第3号中「山林所得金額」の次に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同条第3項中「9万円」を「10万円」に改める。

附則第9項から附則第18項までを削り、附則第19項を附則第9項とし、附則第20項を附則第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

(平成22年度以後の保険料の減免の特例)

11 当分の間、平成22年度以後の第30条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第13号

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の規定」を「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法」に改める。

(津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 津市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第14号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「損害」の次に「（園芸施設共済事業に係る損害に限る。）」を加え、同条第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法令違反」を削り、「損害」の次に「。ただし、本市との間に共済関係の存する者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。」を加える。

第21条を次のように改める。

（危険の減少）

第21条 共済関係の成立後に、当該共済関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、本市との間に共済関係の存する者は、本市に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

第23条を次のように改める。

（第三者に対する権利の取得）

第23条 本市は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいかか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより本市との間に共済関係の存する者が取得する債権（以下この条において「共済関係の存する者の債権」という。）について当然に当該共済関係の存する者に代位する。

(1) 本市が支払った共済金の額

(2) 共済関係の存する者の債権の額（前号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、共済関係の存する者の債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、本市との間に共済関係の存する者は、共済関係の存する者の債権のうち本市が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る本市の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

第35条第2項及び第4項中「種類」を「種類等」に改める。

第53条の次に次の1条を加える。

（共済関係成立時等の書面交付）

第53条の2 本市は、家畜共済に係る共済関係が成立したとき、及び共済掛金期間が開始したとき（最初の共済掛金期間が開始したときを除く。）は、遅滞なく、家畜共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 本市の名称
- (2) 家畜共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済掛金期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第17条第1項から第3項まで、第46条第3項、第57条第1項から第4項まで及び第6項並びに第64条の通知等をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第57条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 本市との間に個別共済関係の存する者は、当該個別共済関係に係る共済目的たる家畜を他人に譲渡したとき、又はその家畜につき共済目的の種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を本市に通知しなければならない。

第60条第7項中「第3項」の次に「、第6項」を加え、同項を同条第8項

とし、同条第6項中「第3項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 家畜共済に係る共済掛金期間の開始後に、共済価額が著しく減少したときは、家畜共済加入者は、新たな共済掛金期間の開始の時において、本市に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

第67条第1項第4号ア中「包括共済関係に係る」を「子牛等を共済目的とする」に改め、同条第3項中「第60条第6項」を「第60条第7項」に改め、同項第3号中「共済掛金期間に第60条第7項」を「共済掛金期間中に第60条第8項」に改める。

第69条第1項中「本市は、」の次に「家畜共済に係る」を加え、同項第5号中「、第3項又は第5項」を「から第4項まで又は第6項」に改め、同項第8号中「第60条第6項」を「第60条第7項」に改め、同項第9号中「惡意又は酷使、虐待その他重大な過失」を「故意又は重大な過失」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、家畜共済加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

第70条第3項中「第6項」を「第7項」に改める。

第71条を次のように改める。

(告知義務違反による解除)

第71条 家畜共済資格者は、第43条の規定による申込みの当時、家畜共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち本市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 本市は、家畜共済加入者が、前項の規定に基づき本市が告知を求めたものについて、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。

3 本市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第43条の規定による申込みの承諾の当時において、本市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかつたとき。

(2) 本市のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者(本市のために共済関係を成立させるための行為の代理を行うことができ

る者を除く。以下「共済媒介者」という。)が、家畜共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

- (3) 共済媒介者が、家畜共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても家畜共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 5 第2項の規定による解除権は、本市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第43条の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

第71条の次に次の2条を加える。

(重大事由による解除)

第71条の2 本市は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 家畜共済加入者が、本市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 家畜共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の家畜共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第71条の3 家畜共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 本市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第71条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。
ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

第73条を次のように改める。

(他人の家畜を家畜共済に付した場合)

第73条 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生

することのある損害をてん補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 家畜共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該家畜の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、本市に対して共済金を請求する権利行使することができる。

3 第8条の規定にかかわらず、前項の共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

第74条第2項中「及び第3回目」を「以降」に、「保証」を「保証人」に改め、同条第4項中「及び第3回目」を「以降」に、「納期限」を「納付期限」に改める。

第103条の次に次の1条を加える。

(共済関係成立時の書面交付)

第103条の2 本市は、畑作物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、畑作物共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 本市の名称
- (2) 畑作物共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第17条第1項及び第2項、第101条第3項並びに第105条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第114条を次のように改める。

(告知義務違反による解除)

第114条 畑作物共済資格者は、第98条の2第1項の規定による申込みの当時、畑作物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとさ

れる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち本市が告知を求めるものについて、事実の告知をしなければならない。

- 2 本市は、畑作物共済加入者が、前項の規定に基づき本市が告知を求めるものについて、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。
- 3 本市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
 - (1) 第98条の2第1項の規定による申込みの承諾の当時において、本市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかつたとき。
 - (2) 共済媒介者が、畑作物共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 共済媒介者が、畑作物共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかつたとしても畑作物共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 5 第2項の規定による解除権は、本市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第98条の2第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

第114条の次に次の3条を加える。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第114条の2 畑作物共済加入者が正当な理由がないのに第107条の規定による納付を遅滞したときは、本市は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第114条の3 本市は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 畑作物共済加入者が、本市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 畑作物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の畑作物共済加入者に対する信頼を損

ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由
(解除の効力)

第114条の4 畑作物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 本市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第114条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。
ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第114条の2 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

第125条の次に次の1条を加える。

(共済関係成立時の書面交付)

第125条の2 本市は、園芸施設共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、園芸施設共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 本市の名称
- (2) 園芸施設共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するため必要な事項
- (7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第17条第1項及び第2項、第122条第4項並びに第127条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、市長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第133条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、同項であらかじめ定めた金額が共済価額を著しく超えていることを本市が証明した場合は、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によって算定する。

第136条の次に次の1条を加える。

(支払責任のない損害)

第136条の2 本市は、自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

第137条を次のように改める。

(告知義務違反による解除)

第137条 園芸施設共済資格者は、第119条第1項の規定による申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち本市が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 本市は、園芸施設共済加入者が、前項の規定に基づき本市が告知を求めたものについて、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。

3 本市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第119条第1項の規定による申込みの承諾の当時において、本市が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかつたとき。

(2) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかつたとしても園芸施設共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、本市が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第119条第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

第137条の次に次の2条を加える。

(重大事由による解除)

第137条の2 本市は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 園芸施設共済加入者が、本市に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

- (2) 園芸施設共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の園芸施設共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由
(解除の効力)

第137条の3 園芸施設共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 本市は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第137条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。
ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

第139条を次のように改める。

(他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合)

第139条 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 園芸施設共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該特定園芸施設若しくは附帯施設の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、本市に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第8条の規定にかかわらず、前項の共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

別表第1水稲の項中「同額」の次に「とし、飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの及び米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっても最高額のものと同額とする。」を加え、同表表1類の項中

法第 106条 第1 項第 1号 に規 定す る金 額を 共済 金額 とす る農 作物 共済	100分の 30	1	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が10.0%以上の 農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が8.0%以上 10.0%未満の農作物共済加入 者	
		3	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が3.0%以上 8.0%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%以上 3.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%未満の 農作物共済加入者	
			平成21年産の麦以後新たに共 済関係の存することとなる者	
	100分の 40	1	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が10.0%以上の 農作物共済加入者	同上
		2	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が8.0%以上 10.0%未満の農作物共済加入 者	
		3	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が3.0%以上 8.0%未満の農作物共済加入者	
		4	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%以上 3.0%未満の農作物共済加入者	
		5	要領により算出した平成10年	

を

		産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
		平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	
100分の 50	1	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	
	2	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
	3	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が3.0%以上8.0%未満の農作物共済加入者	同上
	4	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上3.0%未満の農作物共済加入者	
	5	要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	
		平成21年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	

法第 106条 第1項 に規定す る金額を 共済	100分の 30	1 要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	法第106条第 2項の規定に より農林水産 大臣が定めた 2以上の金額 のうち最高額 のものと同額
		2 要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の被害率の平均が8.0%以上10.0%未満の農作物共済加入者	
		3 要領により算出した平成10年産から平成20年産までの麦の	

金額 とする 農作物 共済		被害率の平均が3.0%以上 8.0%未満の農作物共済加入者		
	4	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%以上 3.0%未満の農作物共済加入者		
	5	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%未満の 農作物共済加入者		
		平成21年産の麦以後新たに共 済関係の存することとなる者		
	100分の 40	1 要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が10.0%以上の 農作物共済加入者	同上 に	
		2 要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が8.0%以上 10.0%未満の農作物共済加入者		
		3 要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が3.0%以上 8.0%未満の農作物共済加入者		
		4 要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%以上 3.0%未満の農作物共済加入者		
		5 要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%未満の 農作物共済加入者		
		平成21年産の麦以後新たに共 済関係の存することとなる者		
100分の 50	1	要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が10.0%以上の 農作物共済加入者		

		2 要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が8.0%以上 10.0%未満の農作物共済加入 者		
		3 要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が3.0%以上 8.0%未満の農作物共済加入者	同上	
		4 要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%以上 3.0%未満の農作物共済加入者		
		5 要領により算出した平成10年 産から平成20年産までの麦の 被害率の平均が0.001%未満の 農作物共済加入者		
		平成21年産の麦以後新たに共 済関係の存することとなる者		

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の津市農業共済条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係について適用し、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。

3 改正後の第21条、第60条第6項から第8項まで、第71条の2、第71条の3第1項（第71条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第114条の3、第114条の4第1項（第114条の3の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第3号、第137条の2並びに第137条の3第1項（第137条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共

済関係についても、適用する。

- 4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、改正後の第73条第1項及び第2項並びに第139条第1項及び第2項の規定を適用する。
- 5 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は差押えが施行日以後にされた場合には、改正後の第73条第3項及び第139条第3項の規定を適用する。

津市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第15号

津市都市公園条例の一部を改正する条例

津市都市公園条例（平成18年津市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「こと」の次に「（本市が行う広告事業に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第16号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成 22 年 3 月 26 日

津市長 松田直久

津市条例第 17 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 250 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条中「別表第 57」を「別表第 56」に改める。

別表第 1 体育館の部津市白山家城体育館の項及び津市白山川口体育館の項並
びにプールの部津市白山家城プールの項を削る。

別表第 16 を削り、別表第 17 を別表第 16 とし、別表第 18 から別表第 5
7 までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松 田 直 久

津市条例第18号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第37条の2の次に次の1条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあっては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の津市火災予防条例第37条の3の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年3月31日までの間は、適用しない。

津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第19号

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市議会委員会条例（平成18年津市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「防災危機管理室」を「危機管理部」に改め、同号才中「スポーツ・文化振興室」を「スポーツ文化振興部」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

津市条例第20号

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年津市条例第10号）の
一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め
る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

津市河内財産区議会定例会の招集回数に関する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松 田 直 久

津市条例第21号

津市河内財産区議会定例会の招集回数に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条第3項において準用する同法第102条第2項の規定に基づく河内財産区議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 河内財産区議会定例会の招集回数に関する条例（平成18年河内財産区条例第1号）は、廃止する。

津市河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市条例第22号

津市河内財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条第3項において準用する同法第203条第4項の規定に基づき、河内財産区の議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長等の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 年額 3万5千円
- (2) 副議長 年額 3万3千円
- (3) 議員 年額 3万2千円

第3条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

第4条 議長等が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散（以下「任期満了等」という。）によりその職を離れたときはその日までの議員報酬を支給し、死亡によりその職を離れたときはその死亡した日の属する月までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

第5条 前2条の規定により議員報酬を支給する場合であって、年の中途においてその職に就いたとき、又は任期満了等によりその職を離れたときは月割計算により当該事由の発生した日の属する月までの額（当該事由が発生した日の属する月は、その月の現日数を基礎として日割計算による額）を、死亡によりその職を離れたときは月割計算により死亡した日の属する月までの額

を支給する。

第6条 議長等の議員報酬は、年度末に支給する。

(費用弁償)

第7条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。ただし、航空賃の額は、現に支払を要する旅客運賃による。

2 議長等が招集に応じ、本会議に出席したときは、費用弁償として1日当たり議長等の住居から參集場所までの往復に要する距離1キロメートルにつき37円を支給する。

(支給)

第8条 前各条に定めるもののほか、議長等の議員報酬及び費用弁償の支給については、一般職に属する本市の職員の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(河内財産区議会の議員の報酬および費用弁償に関する条例の廃止)

2 河内財産区議会の議員の報酬および費用弁償に関する条例(平成18年河内財産区条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定により支給又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお旧条例の例による。

別表（第7条関係）

鉄道賃	車賃 (1キロ メートル につき)	宿泊料 (1夜につ き)	日 当 (1日につ き)	船 賃
旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	37円	14,800円	3,000円	<p>1 運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>3 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p>

津市河内財産区財政調整基金条例をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松 田 直 久

津市条例第23号

津市河内財産区財政調整基金条例

(設置)

第1条 河内財産区の財政調整のため、河内財産区財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、各会計年度において河内財産区会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、河内財産区会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができます。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(河内財産区財政調整基金設置条例の廃止)
- 2 河内財産区財政調整基金設置条例（平成18年河内財産区条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧条例に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。

津市波瀬財産区議会定例会の招集回数に関する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松 田 直 久

津市条例第24号

津市波瀬財産区議会定例会の招集回数に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条第3項において準用する
同法第102条第2項の規定に基づく波瀬財産区議会の定例会の回数は、毎年
2回とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

津市波瀬財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市条例第25号

津市波瀬財産区議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条第3項において準用する同法第203条第4項の規定に基づき、波瀬財産区の議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長等の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 年額 4万8千円
- (2) 副議長 年額 4万5千円
- (3) 議員 年額 4万2千円

第3条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

第4条 議長等が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散（以下「任期満了等」という。）によりその職を離れたときはその日までの議員報酬を支給し、死亡によりその職を離れたときはその死亡した日の属する月までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

第5条 前2条の規定により議員報酬を支給する場合であって、年の中途においてその職に就いたとき、又は任期満了等によりその職を離れたときは月割計算により当該事由の発生した日の属する月までの額（当該事由が発生した日の属する月は、その月の現日数を基礎として日割計算による額）を、死亡によりその職を離れたときは月割計算により死亡した日の属する月までの額

を支給する。

第6条 議長等の議員報酬は、9月及び3月の各末日に分割して支給する。

(費用弁償)

第7条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。ただし、航空賃の額は、現に支払を要する旅客運賃による。

2 議長等が招集に応じ、本会議に出席したときは、費用弁償として1日当たり議長等の住居から収集場所までの往復に要する距離1キロメートルにつき37円を支給する。

(支給)

第8条 前各条に定めるもののほか、議長等の議員報酬及び費用弁償の支給については、一般職に属する本市の職員の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(波瀬財産区報酬期末手当費用弁償及び手当支給条例の廃止)

2 波瀬財産区報酬期末手当費用弁償及び手当支給条例(平成18年波瀬財産区条例第4号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定により支給又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお旧条例の例による。

別表（第7条関係）

鉄道貨	車賃 (1キロ メートル につき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につ き)	船賃
旅客運 賃、急行 料金、特 別車両 料金及 び座席 指定料 金	37円	14,800円	3,000円	<p>1 運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>3 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p>

津市波瀬財産区財政調整基金条例をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市条例第26号

津市波瀬財産区財政調整基金条例

(設置)

第1条 波瀬財産区の財政調整のため、波瀬財産区財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、各会計年度において波瀬財産区会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、波瀬財産区会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができます。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

波瀬財産区財産の取得管理及び処分に関する条例等を廃止する条例をここに
公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市条例第27号

波瀬財産区財産の取得管理及び処分に関する条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 波瀬財産区財産の取得管理及び処分に関する条例（平成18年波瀬財産
区条例第1号）
- (2) 波瀬財産区財政公表条例（平成18年波瀬財産区条例第2号）
- (3) 波瀬財産区養老福祉基金条例（平成18年波瀬財産区条例第3号）

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に廃止前の波瀬財産区財産の取得管理及び処分に関
する条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定により貸し付けている土
地の管理については、なお廃止前の条例の例による。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市条例第28号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第45条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

附則第15条を削り、附則第15条の2を附則第15条とする。

附則第26条中「第15条第2項、第13項、第28項、第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」を「第15条第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。
- 3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第3条 新条例附則第26条の規定は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市条例第29号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第1項中「、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった」の次に「、若しくは法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった」を加え、「増加し、又は」を「増加し、若しくは」に改め、「場合を除く。」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を、「なくなった日」の次に「又は特例対象被保険者等となった日」を加える。

第25条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等の特例）

第25条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項第1号の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条

第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

第6章中第31条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第31条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

津市長 松田直久

津市規則第5号

津市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の任免に関する規則（平成18年津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第6号」の次に「。以下「規則」という。」を、「第1号」の次に「。以下「支所等処務規程」という。」を加え、同条第4項中「置く」の次に「ことができる」を加える。

第11条第1項第1号中「昇任させ、降任させ、又は転任させる」を「又は降任させる」に改め、同項中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員を昇任させ、又は転任させる場合

第11条第2項中「定期昇給」を「昇給又は昇格」に、「昇給発令通知書」を「給料異動通知書」に改める。

第12条中「方法」の次に「（第3号に掲げる場合にあっては、人事異動の内容を記載した書面を当該異動に係る職員が所属する部の部長（規則第4条第1項第1号に規定する部長をいう。）又は総合支所の総合支所長（支所等処務規程第4条第1項第1号に規定する総合支所長をいう。）に対し通知する方法）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 前条第1項第2号から第6号までの場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第6号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第8
8号）の一部を次のように改正する。

別表備考3中「月の初日」を「年度の初日の前日」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第7号

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例（平成21年津市条例第46号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域外流入の許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により区域外流入の許可を受けようとする者は、公共下水道事業区域外流入（変更）許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(区域外流入の許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請により区域外流入を許可したときは、公共下水道事業区域外流入（変更）許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(区域外流入の許可の変更)

第4条 区域外流入の許可を受けた者は、区域外流入の許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(区域外流入の許可の取消し)

第5条 区域外流入の許可を受けた者は、区域外流入の許可の取消しを受けようとするときは、公共下水道事業区域外流入許可取消届（第3号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(受益地の地積)

第6条 条例第4条の規定による受益者分担金（以下「分担金」という。）の額の算定の基準となる土地の地積は、公簿によるものとする。ただし、市長が特に必要あると認めるときは、その他の方法によることができる。

(分担金の徴収猶予)

第7条 条例第8条各号に規定する分担金の徴収猶予を受けようとする者は、公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予基準表（別表第1）に基づきその適否を決定し、公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予決定通知書（第5号様式）により申請人に通知するものとする。

(分担金の減免)

第8条 条例第9条第2項各号に規定する分担金の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、納入の通知を受け取ったとき、又は減免の理由が発生したときは、遅滞なく公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免申請書（第6号様式）にその理由を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免基準表（別表第2）に基づきその適否を決定し、公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免決定通知書（第7号様式）により申請人に通知しなければならない。

(申請その他の手続)

第9条 条例及びこの規則に基づく分担金に係る申請その他の手続については、この規則に定めるもののほか、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成18年津市規則第191号）の例によるものとする。

(身分証明書)

第10条 分担金の賦課及び徴収に従事する職員は、下水道事業受益者分担金徴収職員証（第8号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予基準表

徴収猶予項目	徴収猶予の期間
災害により土地又は家屋が被害を受けたとき。	3年間以内
受益者が盜難その他の事故により分担金を納付することが困難なとき。	1年間以内
受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	2年間以内
係争地	受益者の決定（判定）の日までの期間
市長が特に必要と認めるもの	市長が認定する期間

別表第2（第8条関係）

公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免基準表

該当する受益者	減額又は免除の対象となる主な土地等	該当する主な用途	減ずる割合(%)
①国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	国又は地方公共団体が公用に供する土地	裁判所、警察署、県庁、市役所等庁舎	50
		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園	75
		警察法務収容施設	75
		病院	25
	公営住宅用地	県、市営住宅	25
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地	社会福祉事務所、授産場、共同浴場、母子寮、保育所、児童福祉会館、老人ホーム等	75

	有料の職員宿舎の土地	職員寮、公舎等	25
	無料の職員宿舎の土地		それぞれが、附屬している施設と同じ
②国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者		道路、河川、水路、公園、広場等公衆の自由使用に供されるもの	100
③国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	企業用財産となつて いる土地	国有林野事業特別会計に属する行政財産及び各地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく企業の用に供している土地	25
④前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人が設置するものに係る土地（管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。）	私立の小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園等	75

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条各号に掲げる団体が同条に規定する目的のために使用する土地（管理人等が住居に使用する建物の敷地を除く。）	神社、寺院、教会、修道院、本殿、拝殿、社務所、納骨堂その他境内地 墓地	50 100
地方公共団体が設置する社会教育施設用地	公民館、図書館、博物館、青年の家、体育館	50
消防団が所有する消防用車両器具等の格納に係る土地		100
公道から公道へ通ずる私道		100
停車場その他鉄道用地	鉄道事業用地	25
踏切道及び駅前広場	鉄道事業用地	100
自治会等が所有する集会所の敷地及びこれらに類する敷地		100
文化財である土地及び建物並びにその他の工作物の敷地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）又は三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）若しくは津市文化財保護条例（平成18年津市条例第245号）により指定された文化財	100

	及び当該文化財の保護のための施設の用に供している土地	
事業のための土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者		その都度認定
その他市長が特に減免する必要があると認める土地		その都度認定

第1号様式（第2条関係）

整理番号

公共下水道事業区域外流入（変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり 区域外流入 したいので申請します。
区域外流入変更

受 益 者	住 所 氏 名	印
土 地 所 有 者	住 所 氏 名	印
土 地 の 所 在 地		
地 籍 (m ²)		
登 記 地 目		
現 況		
建 物 の 用 途		
添 付 書 類	(1) 位置図及び地籍図の写し (2) 土地の登記簿謄本 (3) 排水設備の平面図 (4) その他市長が必要と認める書類 ()	

第2号様式（第3条—第5条関係）

整理番号

公共下水道事業区域外流入（変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

(住 所)

(氏名又は名称) 様

津市長（氏名）印

年 月 日 付けで申請のあった 区域外流入
について、次のとおり
区域外流入変更

許可します。

受 益 者	住 所 氏 名
土地 所 有 者	住 所 氏 名
土 地 の 所 在 地	
地 稷 (m ²)	
登 記 地 目	
現 況	
建 物 の 用 途	
許 可 条 件	

第3号様式（第5条関係）

整理番号

公共下水道事業区域外流入許可取消届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり区域外流入の取消しを受けたいので、許可書を添えて届けます。

区域外流入許可年月日	年 月 日
許 可 番 号	津市指令（記号番号）
土 地 の 所 在 地	
取消を受けようとする理由	

第4号様式（第7条関係）

整理番号

公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予申請書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

住 所

受益者 氏 名



電 話

法人その他の団体にあっては、主たる事務所
 又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規則第7条第1項
 の規定により、次のとおり公共下水道事業区域外流入受益者分担金の徴収猶予を受
 けたいので申請します。

申 請 理 由							
猶 予 期 間	年 月 日から		年 月 日まで				
賦課年度及び期別	年度 期						
土 地 の 所 在	現況 地目	地 積 (m ²)	1 m ² 当た りの負担 金の額× 地積(円)	戸数割 額(円)			徴収猶予 額(円)

第5号様式（第7条関係）

通知書番号	
-------	--

公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予決定通知書

津市指令（記号番号）
年　月　日

(住　　所)
(氏名又は名称)　様

津市長（氏　名）印

先に申請のあった公共下水道事業区域外流入受益者分担金の徴収猶予について、次のとおり（するしない）ことに決定しましたので、津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

徴収猶予期間　年　月　日から　年　月　日まで
条　件　徴収猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出ること。

決 定 理 由						
猶 予 期 間	年　月　日から		年　月　日まで			
賦課年度及び期別	年度　期					
土地 の 所 在	現況地目	地 積 (m ²)	1 m ² 当たりの負担金の額× 地積(円)	戸数割 額(円)		徴収猶予 額(円)

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第6号様式（第8条関係）

整理番号	
------	--

公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免申請書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

住 所

受益者 氏 名

㊞

電 話

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり公共下水道事業区域外流入受益者分担金の減免を受けたいので申請します。

土 地 の 所 在	現況地目	地積 (m ²)	減免申請地積(m ²)	備 考

減免の申請理由

第7号様式（第8条関係）

通知書番号

公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

(住 所)
(氏名又は名称) 様

津市長 (氏名) 印

先に申請のあった公共下水道事業区域外流入受益者分担金の減免について、次のとおり(するしない)ことに決定しましたので、津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

条 件 減免を受けることとなった理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出ること。

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第8号様式（第10条関係）

割印		No.		
下水道事業受益者分担金 徴収職員証				
写真	所属			
	職名			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日
年 月 日交付				
津市長（氏名）印				

6.5cm

9.5cm

注意

- 1 この証票は、下水道事業受益者分担金の賦課及び徴収に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第8号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」	1級から3級までの各級	同左欄	を
「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」	1級から3級までの各級	同左欄	に
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	同左欄	」

改める。

第5号様式その2を次のように改める。

第5号様式その2(第21条関係)

納付書類取扱酒知識

御書院御講義：ヨシヒコ本邦語解説

卷之三

四

卷之三

市民税・県民税の課税に関すること	電話番号 (名称) 課 (名称) 担当
固定資産税・都市計画税 土地については	電話番号 (名称) 課 (名称) 担当
の課税に関するごと 家屋・営業資産について	電話番号 (名称) 課 (名称) 担当
軽自動車税の課税に関するごと	電話番号 (名称) 課 (名称) 担当
納税についての御相談に関するごと	電話番号 (名称) 課 (名称) 担当
口座振替に関するごと	電話番号 (名称) 課 (名称) 担当

第36号様式その1中

確認 児童手当 福祉関係 公営住宅関係 入札参加資格審査関係
登記関係 裁判関係(競公・競売等) 車検用 VISA 金融機関
その他()

を

確認 福祉関係 公営住宅関係 入札参加資格審査関係 登記関係
裁判関係(競公・競売等) 車検用 VISA 金融機関
その他()

に改める。

第37号様式その2中「を申請する際」を「において自動車検査証の返付を受けようとする際に、」に、「の提示がなければ、道路運送車両法第97条の2の規定により検査が拒否されます」を「を提示してください」に改める。

第37号様式その3中「を申請する際」を「において自動車検査証の返付を受けようとする際に、」に、「の呈示がなければ、道路運送車両法第97条の2の規定により検査が拒否されます」を「を提示してください」に改める。

第43号様式その1からその5までを次のように改める。

第43号様式その1(第21条関係)

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書	
様方 様	

地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定に基づき、
あなたの 年度の市民税・県民税を決定しましたので通知
します。下記の納付額を同封の納付書で納付してください。

年 月 日

津市長 (氏名) 団

お問い合わせ番号

納付書で納付する額	円
給与から 引き落とされる額	円
公的年金から 引き落とされる額	円
充 当 額	円
合 計 年 税 額	円

市民税・県民税の計算に関する明細は下記のページに掲載しております
ので、納付の前に必ず内容を御確認ください。

- ・納期ごとの納付額及び納期限 ページ
- ・所得及び所得控除の明細 ページ
- ・税額計算に関する明細 ページ
- ・市民税・県民税の計算の流れ ページ

※この通知書と領収書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。
※各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しております。
ぜひ御一読ください。

(2)

◎賦課の根拠 この税金は、地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定により、 年1月1日現在、
津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎市民税・県民税が課税される人 市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がいる場合	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がない場合
均等割が 課税される人	前年中の合計所得金額が次の金額を超える人 円×(扶養親族の人数+1)+ 円	前年中の合計所得金額が 円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入 円)
所得割が 課税される人	前年中の総所得金額等が次の金額を超える人 円×(扶養親族の人数+1)+ 円	前年中の総所得金額等が 円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入 円)

年1月1日現在において本人が寡婦、寡夫、障害者又は未成年者のいずれかに該当し、かつ、合計所得
金額が 万円以下の人は、均等割及び所得割は課税されません。

※合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除や損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。

※総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です(分離課税所得の特別控除を適用する前の金額を
合計します。)。

※市民税・県民税が天引きされている株式等の譲渡所得・配当所得の場合、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書で申告
したもののが、合計所得金額、総所得金額等に加算されます。

◎この税金についての
お問い合わせ先

市民税・県民税の計算に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納税に関する御相談	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
納付方法・口座振替に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)

(3)

納付書で納付する金額

期別	納期限	納付額(円)
第1期分	年月日	――――
第2期分	年月日	――――
第3期分	年月日	――――
第4期分	年月日	――――
合計		――――

納付書での納付について

すべての納期の納付書はこの通知書の封筒に同封してあります。納期限を御確認のうえ、納付書裏面に記載されている納付場所にてお支払いください。

公的年金から引き落とされる額

支払者の名称	
公的年金の種類	

公的年金からの特別徴収税額		
	徴収月	徴収額(円)
① 仮徴収	年月	――――
	年月	――――
	年月	――――
② 本徴収	年月	――――
	年月	――――
	年月	――――

※公的年金からの引き落とし(特別徴収制度)については、裏面にも説明を掲載しておりますので、御覧ください。

公的年金からの引き落としについて

①仮徴収

年度から引き続き公的年金からの引き落としの対象である場合、年月徴収した金額と同額を仮徴収として徴収します。

②本徴収

年税額より仮徴収額及び口座振替で納付する額を差し引いた額を3等分し、公的年金より徴収します。

③ 年度 仮徴収

年度において公的年金から引き落としの対象の場合、年月徴収する額と同額を仮徴収として徴収します。この徴収額は年度の市民税・県民税となります。

(4)

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度について

公的年金からの特別徴収とは、公的年金を受給している人が、市民税・県民税を公的年金からの引き落としにより納付していく制度です。

◎次の条件を全て満たす人が特別徴収の対象となります。

- 1 年4月1日時点で65歳以上の人
- 2 年1月1日以後、津市内に住所を有している人
- 3 年金から介護保険料が特別徴収されている人
- 4 年中の所得が公的年金による所得のみの人

◎ 年度から特別徴収の対象となる場合の納付方法

第1期、第2期は普通徴収の方法で納付していただきます。お近くの金融機関等で納付してください。

10月以降は残りの税額を3等分して公的年金より引き落とします。

徴収方法	自分で納付(普通徴収)		年金からの引き落とし(特別徴収)			
	徴収時期	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

◎ 年度から特別徴収である場合の納付方法

4~8月支給の年金からは、年2月に天引きした額と同額を仮徴収額として引き落とします。10月~翌年2月支給の公的年金からは、年税額から仮徴収額を差し引いて3等分した額を引き落します。

徴収方法	年金からの引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年2月の特 別徴収額と同じ額	年2月の特 別徴収額と同じ額	年2月の特 別徴収額と同じ額	年税額から仮徴収額を差 し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収額を差 し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収額を差 し引いた額の3分の1

※ 仮徴収額を引き落とした人が年度に公的年金からの特別徴収にならなかった場合は、年税額から仮徴収額を差し引いた額を納付書にて納付していただきます。

(5)

納 税 義 務 者	年1月1日 時点の住所		通知書番号 様
	氏 名		

年度 市民税・県民税 課税明細（ 年1月1日から12月31日の間の所得及び所得控除）

総 所 得 金 額 の 内 訳 (円)		分離課税所得金額の内訳(円)	
営 業 等	給 与 収 入	分離短期譲渡	一 一 一
農 業	給 与 所 得	分離長期譲渡	一 一 一
不 動 産	公 的 年 金 収 入	山 林	一 一 一
利 子	公 的 年 金 の 雑 所 得	株式等譲渡・分配配当	一 一 一
配 当	その他の雑所得	先 物 取 引	一 一 一
総合譲渡・一時	雑所得の合計	損失の繰越控除	一 一 一

総 所 得 金 額	円
合計所得金額	円

所 得 控 除 金 額 の 内 訳 (円)			
雑 損	障害・寡婦・寡夫・勤学	扶養	特別障害
医 療 費	配偶者	扶養	(内同居)
社会保険料	配偶者特別	その他障害	
小規模企業共済等	扶 养	本人障害	特別障害
生命保険料	基 础	本人	その他障害
地震保険料	控 除 の 合 计	寡婦	寡婦の特例

人 的 控 除 等 の 内 訳			
控除配偶者		扶養	特別障害
老人配偶者		扶養	(内同居)
特 定 扶 养		その他障害	
老 人 扶 养		本人	特別障害
(内同居老母)		障害	その他障害
そ の 他 の 扶 养		寡婦	寡婦の特例
勤 劳 学 生		寡 婦	一般
調 整 措 置		寡 婦	
家 届 数 課 税			

(6)

◎ 津市から転出された人へ

市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、年1月2日以降に津市を転出された場合でも、年度の市民税・県民税は津市に納付してください。また、年分の所得証明書、年度の課税証明書等についても津市で発行します。

◎ 退職、休職等をされた人へ

退職、休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、この通知書で納付してください。なお、給与天引きを再開する場合は、勤務先事業所の給与事務担当者の方から津市（名称）部（名称）課に、給与天引き再開の旨を御連絡ください。

◎ 納税義務者が亡くなられた場合

市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に居住していた人に課税され、その人が年の途中に亡くなられた場合でも、納税義務は相続人が引継ぐことになります。そのため、この通知書に係る市民税・県民税は相続人に当たる人が納付してください。

◎ 市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均等割の金額	円	円	分離短期譲渡所得	%	%
所得割（総所得）	%	%	分離長期譲渡所得	%	%
			上場株式等譲渡所得	%	%

(7)

年度 市民税・県民税 課税明細（税額計算等）

課税所得金額及び所得割額の内訳（円）			税額控除等の内訳（円）		
所得区分	課税所得金額※	市民税	県民税	種類	市民税
総所得	1 1 1	1 1 1	1 1 1	調整控除	1 1 1
分離短期譲渡	1 1 1	1 1 1	1 1 1	配当控除	1 1 1
分離長期譲渡	1 1 1	1 1 1	1 1 1	住宅借入金等	1 1 1
山林所得	1 1 1	1 1 1	1 1 1	寄附金控除	1 1 1
株式等譲渡・分離配当	1 1 1	1 1 1	1 1 1	配当割・譲渡割	1 1 1
先物取引	1 1 1	1 1 1	1 1 1	その他	1 1 1

※課税所得金額は千円未満を切り捨ててあります。

年税額及び 納付税額の計算	区分	所得割額の合計	税額控除等	差引所得割額	均等割額	年税額
						市民税 県民税
	市民税	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	
	県民税	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	

給与から引き落とさ れる税額	公的年金から 引き落とさ れる税額	差引普通徴収税額	検除することができなかつ た配当割・譲渡割（※1）	左記の額に 係る充当額（※2）
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1

納期及び納付書にて 納付する額（円）	期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	合計
	納付額	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
	充当額	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
	充当後納付額	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1

※1 所得割により控除することができなかつた配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

※2 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割により控除することができなかつた場合に税額に充当される額

(8)

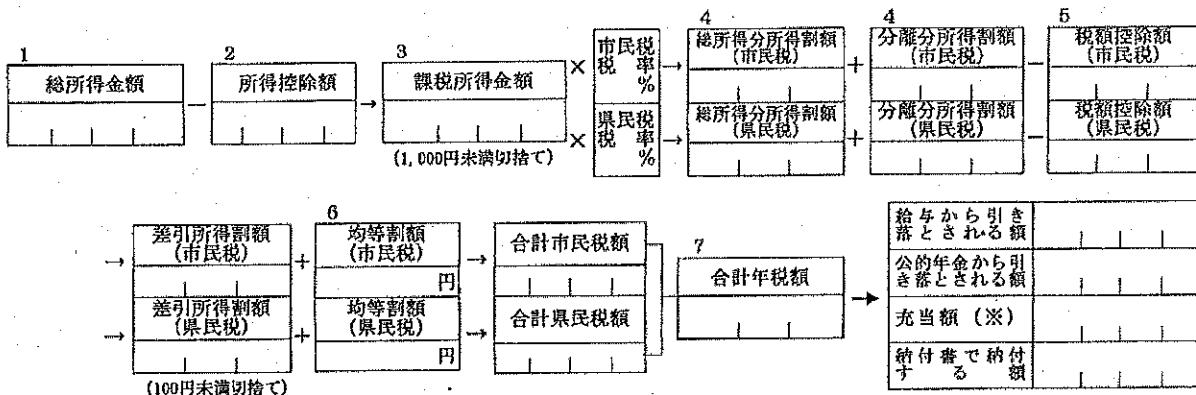
◎ 所得控除の種類と控除額

控除の種類	控除額	控除の種類	所得税	市・県民税	人控除の 額
障害者控除		特別障害者			
医療費控除		その他の障害者			
社会保険料控除		寡婦夫婦の特例			
小規模企業共済等掛金控除		勤労学生控除			
生命保険料控除		配偶者控除			
地震保険料控除		老人控除			
		一般控除	万円超	万円未満	
			万円以上	万円未満	
			万円以上	万円未満	配偶者の所得により変動
		特定期扶養親族			
		扶養老人扶養親族			
		同居老親等扶養親族			
		その他の扶養親族			
		特別障害者扶養控除の同居加算			
		基礎控除			

◎ 住宅借入金等特別税額控除（税額控除）

(9)

年度、あなたの市民税・県民税の計算の流れ(四)



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算します。	4 所得割額	課税所得金額に税率(市民税 %、県民税 %)をかけます。 不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。 所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除額	所得割額から税額控除額を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

※充当額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される額

(10)

◎ 寄附金税額控除(税額控除)

◎ 調整控除(税額控除)

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6%（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(11)

④ 年度 市民税・県民税 納付書兼領収通知書(全期)

加入者名	津市		口座番号			金額			内		
収納機関番号			納付番号				確認番号			納付区分	
税目	年度		納付番号								

ID 市町村	督促手数料	延滞金	合計
[]	[]	[]	[]
税目 試算年度 会計年度 期間	通知番号	税額	CD
[]	[]	[]	[]

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

全期納付額		納税義務者			領收日付印
		納期限	年月日		
CVS収納用				全	

(津市保管)

④ 年度 全期
市民税・県民税 納付書

加入者名	津市		
全期納付額	内		
年度	年度	税目	市民税・県民税
納期限	年月日		
納税通知番号			
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金額機関用欄	領收日付印
日計	
口数	
金額	
備考	

(取扱金額欄・コンビニ店舗用)

④ 年度 全期
市民税・県民税
領収証書 ④
口座番号

加入者名	津市
納税義務者	様
全期納付額	内
領收日付印	津
年月日	
上記のとおり領収しました	
領收日付印	津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

(12)

④ 年度 市民税・県民税 納付書兼領収通知書(1期)

加入者名	津市		口座番号			金額			内		
収納機関番号			納付番号				確認番号			納付区分	
税目	年度		納付番号								

ID 市町村	督促手数料	延滞金	合計
[]	[]	[]	[]
税目 試算年度 会計年度 期間	通知番号	税額	CD
[]	[]	[]	[]

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

第1期納付額	内	納税義務者	様	領收日付印	
督促手数料	内				
延滞金	内				
合計	内				
CVS収納用				全	

(津市・コンビニ本部保管)

④ 年度 1期
市民税・県民税 納付書

加入者名	津市		
第1期納付額	内		
督促手数料	内		
延滞金	内		
合計	内		
年度	年度	税目	
納期限	年月日		
納税通知番号			
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金額機関用欄	領收日付印
日計	
口数	
金額	
備考	

(取扱金額欄・コンビニ店舗用)

④ 年度 1期
市民税・県民税
領収証書 ④
口座番号

加入者名	津市
納税義務者	様
第1期納付額	内
領收日付印	津
年月日	
上記のとおり領収しました	
領收日付印	津市

(収入印紙不要) (納税者保管)

(13)

② 年度 市民税・県民税 納付書類領収証通知書(2期)

この通知書は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

加入者名	津市		口座番号			金額			内		
取扱機関番号			納付書番号				確認番号			納付区分	
税目	年度	納付書番号									

ID: 市町村	督促手数料	延滞金
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
税目: 計算年度 会計年度 別別	通知書番号	税額 CD
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

第2期納付額	内	納税義務者	年月日
督促手数料	内	年月日	
延滞金	内	年月日	
合計	内	納期限	年月日

CVS取納用

領収日付印
[REDACTED]
2
津市

(津市・コンビニ本部保管)

② 年度 2期
市民税・県民税 納付書類領収証通知書(2期)

口座番号	-	-	
加入者名	津市		
第2期納付額	内		
督促手数料	内		
延滞金	内		
合計	内		
年度	年度	税目	市民税・県民税
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日 付	[REDACTED]
口数	[REDACTED]
金額	[REDACTED]
備考	[REDACTED]
	2
	津市

② 年度 2期
市民税・県民税 納付書類領収証通知書(2期)

加入者名	津市		
納税義務者	様		
第2期納付額	内		
督促手数料	内		
延滞金	内		
合計	内		
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者	様		

(收入印紙不要) (納税者保管)

② 年度 市民税・県民税 納付書類領収証通知書(3期)

この通知書は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

加入者名	津市		口座番号			金額			内		
取扱機関番号			納付書番号				確認番号			納付区分	
税目	年度	納付書番号									

ID: 市町村	督促手数料	延滞金
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
税目: 計算年度 会計年度 別別	通知書番号	税額 CD
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

第3期納付額	内	納税義務者	年月日
督促手数料	内	年月日	
延滞金	内	年月日	
合計	内	納期限	年月日

CVS取納用

領収日付印
[REDACTED]
3
津市

(津市・コンビニ本部保管)

② 年度 3期
市民税・県民税 納付書類領収証通知書(3期)

口座番号	-	-	
加入者名	津市		
第3期納付額	内		
督促手数料	内		
延滞金	内		
合計	内		
年度	年度	税目	市民税・県民税
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領収日付印
日 付	[REDACTED]
口数	[REDACTED]
金額	[REDACTED]
備考	[REDACTED]
	3
	津市

② 年度 3期
市民税・県民税 納付書類領収証通知書(3期)

加入者名	津市		
納税義務者	様		
第3期納付額	内		
督促手数料	内		
延滞金	内		
合計	内		
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者	様		

(收入印紙不要) (納税者保管)

(15)

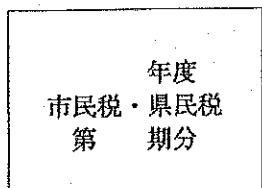
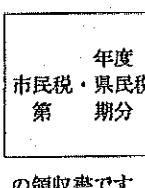
年度 市民税・県民税 納付書類領收済通知書(4期)									
加入者名	津市		口座番号	金額		円			
収納課番号			納付番号			確認番号		納付区分	
税目	年次		納付通知書番号						
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。									
ID 市町村		督促手数料		延滞金					
税目 試算年度 合計年度 明細		通知書番号		税額		CD			
上記のとおり納付します。									
第4期納付額		督促手数料		延滞金		領收目付印			
合計		納期限		年月日		4			
CVS取扱用									
(津市・コンビニ本部保管)									
(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)									
(收入印紙不要) (納税者保管)									

(16)

この領収書は

この納付書は

納付場所



の領収書です

の納付書です

この「納付書」を利用したコンビニの代理の受領は津市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い、本領書を受け取った時点で津市に対する債務が履行済みになります。

納期を御確認の上、納付してください。

以下の場合、コンビニでは納付できません。恐れ入りますが、右に記載の金融機関等で納付してください。

領収書は、少なくとも年間は必ず保管してください。

- ・金額を訂正した場合
- ・納期限が過ぎた場合
- ・払込金額が30万円を超える場合
- ・バーコードの読み取りができない場合

第43号様式その2（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書	
様方	
様	
お問い合わせ番号 <input type="text"/>	

地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定に基づき、あなたの市民税・県民税の税額変更（賦課決定）をしましたので通知します。下記の納付額を同封の納付書で納付してください。

年 月 日

津市長 (氏名) 団

※随時分（随時課税分）については口座振替できません。

※税額の計算に関する明細は次ページ以降に掲載しておりますので、納付の前に必ず内容を御確認ください。
※この通知書と領収書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。
※各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しております。
ぜひ御一読ください。

期別	納期限	普通徴収税額等の内訳（円）			
		変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第1期分	年月日				
第2期分	年月日				
第3期分	年月日				
第4期分	年月日				
随時分	年月日				

(2)

◎ この通知書について

この通知書は、新たに市民税・県民税の納税義務が発生した人、又は現在課税されている税額及び徴収方法に変更があった人に送られます。

◎ 賦課の根拠

この税金は、地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定により、 年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 市民税・県民税が課税される人

市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がいる場合	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がない場合
均等割が課税される人	前年中の合計所得金額が次の金額を超える人 円×(扶養親族数+1)+ 円	前年中の合計所得金額が 円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入 円)
所得割が課税される人	前年中の総所得金額等が次の金額を超える人 円×(扶養親族数+1)+ 円	前年中の総所得金額等が 円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入 円)

年1月1日現在において本人が寡婦、寡夫、障害者又は未成年者のいずれかに該当し、かつ、合計所得金額が 万円以下の人は、均等割及び所得割は課税されません。

※合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除や損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。
※総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です（分離課税所得の特別控除を適用する前の金額を合計します。）。

※市民税・県民税が天引きされている株式等の譲渡所得・配当所得の場合、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書で申告したもののが、合計所得金額、総所得金額等に加算されます。

(3)

納 税 義 務 者	年 月 日	様	通 知 書 番 号
	氏 名		

あなたの市民税・県民税を次のように税額変更(賦課決定)
しましたので通知します。

変更理由

◎ 年1月1日から12月31日の間の所得金額内訳

分離所得金額の内訳(円)		
所 得 区 分	変 更 前	変 更 後
分離短期譲渡	1 1 1	1 1 1
分離長期譲渡	1 1 1	1 1 1
山 林	1 1 1	1 1 1
株式等譲り・分離配当	1 1 1	1 1 1
先 物 取 引	1 1 1	1 1 1
合計所得金額	1 1 1	1 1 1

総 所 得 金 額 の 内 訳 (円)		
所 得 区 分	変 更 前	変 更 後
営 業 等	1 1 1	1 1 1
農 業	1 1 1	1 1 1
不 動 産	1 1 1	1 1 1
利 子	1 1 1	1 1 1
配 当	1 1 1	1 1 1
給 与 収 入	1 1 1	1 1 1
給 与 所 得	1 1 1	1 1 1
公 的 年 金 収 入	1 1 1	1 1 1
公 的 年 金 の 雜 所 得	1 1 1	1 1 1
そ の 他 の 雜 所 得	1 1 1	1 1 1
雑 所 得 合 計	1 1 1	1 1 1
総 合 譲 渡・一 時	1 1 1	1 1 1
損 失 の 繰 越 控 除	1 1 1	1 1 1
総 所 得 金 額	1 1 1	1 1 1

(4)

◎ 津市から転出された人へ

市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、 年1月2日以降に津市を転出された場合でも、 年度の市民税・県民税は津市に納付してください。また、年分の所得証明書・ 年度の課税証明書等についても津市で発行します。

◎ 退職、休職等をされた人へ

退職、休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、給与から天引きできなかった額をこの通知書で納付してください。なお、給与天引きを再開する場合は、勤務先事業所の給与事務担当者の方から津市(名称)部(名称)課に、給与天引き再開の旨を御連絡ください。

◎ 口座振替の手続をされている人へ

口座振替を申し込んでいる人の場合でも「随時分(随時課税分)」については口座振替できませんので、同封の納付書で納付してください。

◎ 公的年金から市民税・県民税が引き落とされている人へ

公的年金から市民税・県民税が引き落とされている人のうち、税額が変更となった場合や津市から転出した場合、公的年金から引き落としができなかった場合は公的年金からの引き落としが中止されます。この場合、同封の納付書で引き落としができなかった額を納付してください。

◎ 納税義務者が亡くなられた場合

市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に居住していた人に課税され、その人が年の途中に亡くなられた場合でも、納税義務は相続人が引き継ぐことになります。そのため、この通知書に係る市民税・県民税は相続人に当たる人が納付してください。

(5)

所得控除金額の内訳(円)		
所得控除区分	変更前	変更後
雑損・医療費	1 1 1	1 1 1
社会保険料	1 1 1	1 1 1
小規模企業共済等	1 1 1	1 1 1
生命保険・地震保険	1 1 1	1 1 1
障害・寡婦(夫)・勵学	1 1 1	1 1 1
配偶者	1 1 1	1 1 1
配偶者特別	1 1 1	1 1 1
扶養	1 1 1	1 1 1
基礎	1 1 1	1 1 1
控除の合計	1 1 1	1 1 1

人的控除等の内訳					
区分	変更前	変更後	区分	変更前	変更後
控除配偶者			扶養 障害 (内同居)	特別障害	
老人配偶者				その他の障害	
特定扶養			本人 障害	特別障害	
老人扶養				その他の障害	
(内同居老練)			寡婦	寡婦の特例	
その他の扶養				寡婦	
勤労学生			寡夫	一般	
調整措置				寡夫	
家屋敷課税					

課税所得金額及び所得割額(円)						
所得区分	課税所得金額(千円未満切捨て)		市民税所得割額		県民税所得割額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
総所得	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
分離短期譲渡	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
分離長期譲渡	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
山林	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
株式等譲渡・分離配当	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
先物取引	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1

(6)

◎ この税金についてのお問い合わせ先

市民税・県民税の計算に関すること	(名称)課(名称)担当	(電話番号)
納税に関する御相談	(名称)課(名称)担当	(電話番号)
納付方法・口座振替に関すること	(名称)課(名称)担当	(電話番号)

◎ 市民税・県民税の税率等(一般的なものに限り掲載しております。)

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均等割の金額	円	円
所得割(総所得)	%	%

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
分離短期譲渡所得	%	%
分離長期譲渡所得	%	%
上場株式等譲渡所得	%	%

(7)

税額控除等の内訳(円)							
区分		変更前	変更後	区分		変更前	変更後
調整控除	市民税	1 1 1	1 1 1	寄付金 税額控除	市民税	1 1 1	1 1 1
	県民税	1 1 1	1 1 1		県民税	1 1 1	1 1 1
配当控除	市民税	1 1 1	1 1 1	配当割 譲渡所得割	市民税	1 1 1	1 1 1
	県民税	1 1 1	1 1 1		県民税	1 1 1	1 1 1
住宅借入金等 特別税額控除	市民税	1 1 1	1 1 1	その他	市民税	1 1 1	1 1 1
	県民税	1 1 1	1 1 1		県民税	1 1 1	1 1 1

年税額及び普通徴収税額の計算(円)

区分		変更前	変更後	区分		変更前	変更後
算出税額 の合計	市民税	1 1 1	1 1 1	年税額	1 1 1	1 1 1	1 1 1
	県民税	1 1 1	1 1 1		特別徴収分(給与)	1 1 1	1 1 1
税額控除等	市民税	1 1 1	1 1 1	特別徴収分(年金)	1 1 1	1 1 1	1 1 1
	県民税	1 1 1	1 1 1		控除することができなかつた額(※1)	1 1 1	1 1 1
均等割額	市民税	1 1 1	1 1 1	充当額(※2)	1 1 1	1 1 1	1 1 1
	県民税	1 1 1	1 1 1		差引普通徴収税額	1 1 1	1 1 1

※1 所得割より控除することができなかつた配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額

※2 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかつた場合に
税額に充当される額

(8)

◎ 所得控除の種類と控除額

控除の種類	控除額
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控	
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控	
地震保険料控	

控除の種類	所得税	市・県民税	人頭控除の益
障害者控除	特別障害者		
	その他の障害者		
寡婦控除	一般の寡婦、寡夫		
	寡婦の特例		
勤労学生控除			
配偶者控除	一般の控除対象配偶者		
	老人投宿対象配偶者		
配偶者別除	万円超 万円未満		
	万円超 万円未満		
	万円超 万円未満	配偶者の所得により変動	
扶養控除	特定扶養親族		
	老人扶養親族		
	同居老親等扶養親族		
	その他の扶養親族		
特別障害者扶養控除の同居加算			
基礎控除			

◎ 住宅借入金等特別税額控除(税額控除)

(9)

普通徴収税額(円)					給与からの特別徴収税額(円)			
期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	6月	12月	1月	
第1期								
第2期								
第3期								
第4期								
随時								

※この通知書はあらかじめ作成するため発行日によっては、納付された金額が納付済額の欄に反映していない場合があります。あしからず御了承ください。

公的年金からの特別徴収税額(円)		
徴収月	変更前	変更後
年月		

年度公的年金からの仮徴収税額(円) (※)		
徴収月	変更前	変更後
年月		

(※) この欄の税額は、 年度の市民税・県民税であるため、 年度の市民税・県民税の年税には含まれおりません。

(10)

◎ 寄附金税額控除(税額控除)

◎ 調整控除(税額控除)

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないことをされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6%（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した場合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

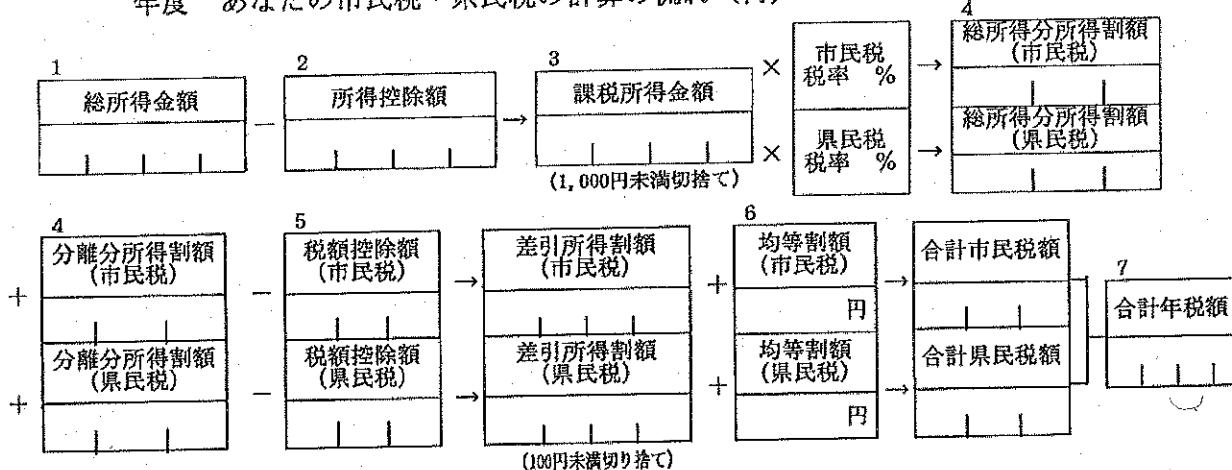
納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(11)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ(円)



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率(市民税%・県民税%)をかけます。不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

(12)

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度について

公的年金からの特別徴収制度とは、公的年金を受給している人が、市民税・県民税を公的年金からの引き落としにより納付していただく制度です。

◎次の条件を全て満たす人が特別徴収の対象となります。

- 1 年4月1日時点で65歳以上の人
- 2 年1月1日以後、津市内に住所を有している人
- 3 年金から介護保険料が特別徴収されている人
- 4 年中の所得が公的年金による所得のみの人

◎ 年度から特別徴収の対象となる場合の納付方法

第1期、第2期は普通徴収の方法で納付していただきます。お近くの金融機関等で納付してください。

10月以降は残りの税額を3等分して公的年金より引き落とします。

徴収方法	自分で納付(普通徴収)		年金からの引き落とし(特別徴収)		
徴収時期	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

◎ 年度から特別徴収である場合の納付方法

4~8月支給の年金からは、年2月に引き落とされた額と同額を仮徴収額として引き落とします。
10月~翌年2月支給の公的年金からは、年税額から仮徴収分を差し引いて3等分した額を引き落とします。

徴収方法	年金からの引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
	年2月の特別徴収額と同じ額	年2月の特別徴収額と同じ額	年2月の特別徴収額と同じ額	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1

※ 仮徴収額を引き落とした人が、年度に公的年金からの特別徴収の対象にならなかった場合は、年税額から仮徴収額を差し引いた額を納付書にて納付していただきます。

(13)

④ 年度 市民税・県民税 納付書類領収済通知書(2期)

加入者名	津市		口座番号			金額			円		
収納機関番号			納付番号				確認番号			納付区分	
税目	年度		納付通知番号								

ID 市町村	督促手数料	延滞金				
[] [] []	[] [] []	[] [] []	[] [] []	[] [] []	[] [] []	
税目 試算年度 会計年度 期限	通知番号	税額	CD			
[] [] []	[]	[]	[]			

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

第2期納付額	円	納税義務者			領収日付印
督促手数料	円				
延滞金	円				
合計	円	納期限	年	月	日
CVS取納用					

(津市・コンビニ本部保管)

④ 年度 市民税・県民税 納付書類

口座番号	-	-	
加入者名	津市		
第2期納付額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		
年度	年度	税目	市民税・県民税
納期限	年	月	日
納税通知番号			
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金融機関使用印	領収日付印
日 付	
口数	
金額	
備考	

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 2期
市民税・県民税領収証書 ④
口座番号

加入者名 津市

納税義務者	
通知番号	
第2期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納付根拠	
年 月 日	
上記のとおり領収しました	
領収日付印	

(収入印紙不要) (納税者保管)

④ 年度 市民税・県民税 納付書類領収済通知書(3期)

加入者名	津市		口座番号			金額			円		
収納機関番号			納付番号				確認番号			納付区分	
税目	年度		納付通知番号								

ID 市町村	督促手数料	延滞金				
[] [] []	[] [] []	[] [] []	[] [] []	[] [] []	[] [] []	
税目 試算年度 会計年度 期限	通知番号	税額	CD			
[] [] []	[]	[]	[]			

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

第3期納付額	円	納税義務者			領収日付印
督促手数料	円				
延滞金	円				
合計	円	納期限	年	月	日
CVS取納用					

(津市・コンビニ本部保管)

④ 年度 3期
市民税・県民税 納付書類

口座番号	-	-	
加入者名	津市		
第3期納付額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		
年度	年度	税目	市民税・県民税
納期限	年	月	日
納税通知番号			
納税義務者	様		

上記のとおり納付します。

金融機関使用印	領収日付印
日 付	
口数	
金額	
備考	

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

年度 3期
市民税・県民税領収証書 ④
口座番号

加入者名 津市

納税義務者	
通知番号	
第3期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納付根拠	
年 月 日	
上記のとおり領収しました	
領収日付印	

(収入印紙不要) (納税者保管)

この通知書は、機械処理しまでのべ
汚したり折り曲げたりしないでください。

(15)

② 年度 市民税・県民税 納付書類領收済通知書(4期)

加入者名	津市	口座番号		金額				円	
取扱機関番号		納付書番号				確認番号		納付区分	
税目	年度	納付書番号							

ID: 市町村	督促手数料	延滞金
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
税目 計算年度 会計年度 別別	通知書番号	税額 CD
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

第4期納付額	円	納 税 義務者		領收日付印
督促手数料	円			
延滞金	円	様		
合計	円	納期限	年月日	
CVS収納用				

(津市・コンビニ本部保管)

② 年度 4期 市民税・県民税 納付書

加入者名	津市
第4期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

上記のとおり納付します。

金融機関用欄	領收日付印
日 計	
口數	
金額	
備考	

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

② 年度 4期 市民税・県民税 領収証書 ②
口座番号

加入者名	津市
納稅證券	
第4期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

納稅證券

② 年度 市民税・県民税 納付書類領收済通知書(5期)

加入者名	津市	口座番号		金額				円	
取扱機関番号		納付書番号				確認番号		納付区分	
税目	年度	納付書番号							

ID: 市町村	督促手数料	延滞金
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
税目 計算年度 会計年度 別別	通知書番号	税額 CD
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

随期分納付額	円	納 税 義務者		領收日付印
督促手数料	円			
延滞金	円	様		
合計	円	納期限	年月日	
CVS収納用				

(津市・コンビニ本部保管)

② 年度 随期分 市民税・県民税 領収書

加入者名	津市
随期分納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

上記のとおり納付します。

金融機関用欄	領收日付印
日 計	
口數	
金額	
備考	

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

② 年度 随期分 市民税・県民税 領収証書 ②
口座番号

加入者名	津市
納稅證券	
隨期分納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円

納稅證券

(17)

この領収書は

年度
市民税・県民税
第 期分

の領収書です

この「納付書」を利用したコンビニの代理の受領は本市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い、本受領書を受け取った時点で本市に対する債務が履行済みになります。

領収書は、少なくとも一年間は必ず保管してください。

この納付書は

年度
市民税・県民税
第 期分

の納付書です

納期を御確認の上、納付してください。

以下の場合、コンビニでは納付できません。恐れ入りますが、右に記載の金融機関等で納付してください。

- ・金額を訂正した場合
- ・納期限が過ぎた場合
- ・払込金額が30万円を超える場合
- ・バーコードの読み取りができない場合

納付場所

第43号様式その3（第21条関係）

(1)

様方
様

市民税・県民税の計算に関する明細は下記のページに掲載しておりますので、納付の前に必ず内容を御確認ください。

・所得の明細及び変更点……………ページ
 ・所得控除等の明細及び変更点……………ページ
 ・税額控除及び税額の変更点……………ページ
 ・市民税・県民税の計算の流れ……………ページ

※この通知書と領収書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。

※各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しております。

年度（ 年度分） 市民税・県民税 納税通知書

地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定に基づき、あなたの市民税・県民税の税額変更（賦課決定）をしましたので通知します。下記の納付額を同封の納付書で納付してください。

年 月 日

津市長（氏名）印

お問い合わせ番号	
----------	--

納期限及び納付額	
納期限	納付額（円）
年 月 日	

※この通知書で課税される税額は口座振替できません。

※この通知書は、 年度以前の市民税・県民税について、所得額や控除額等に変更があり、新たに納税義務が発生した人又は税額の変更があった人に送られます。

(2)

◎ この通知書について

この通知書は、 年度以前の市民税・県民税について、新たに納税義務が発生した人又は税額及び徴収方法に変更があった人に送られます。

◎ 賦課の根拠

この税金は、地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定により、その年の1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 津市から転出された人へ

市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、その年の1月2日以後に津市を転出された場合でも、その年度の市民税・県民税は津市に納付していただくことになります。

◎ 給与から市民税・県民税が天引きされている人へ

この通知書により税額変更（賦課決定）された市民税・県民税は、給与から天引きすることできません。恐れ入りますが、同封の納付書にて納付してください。

◎ 口座振替の手続をされている人へ

口座振替にて納付される人の場合でも、この通知書の市民税・県民税については口座振替できません。恐れ入りますが、同封の納付書にて納付してください。

◎ 納税義務者が亡くなられた場合

市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に居住していた人に課税され、その人が

年の途中に亡くなられた場合でも、納税義務は相続人が引き継ぐことになります。

そのため、この通知書の市民税・県民税は相続人に当たる人が納付してください。

(3)

年度分 市民税・県民税 税額変更(賦課決定)通知書

納 税 義務者	住所 氏名	通知書番号 様
------------	----------	------------

あなたの 年度の市民税・県民税を次のように税額変更(賦課決定)しましたので通知します。

変更理由

◎ 年1月1日から12月31日の間の所得金額内訳

分離所得金額の内訳(円)		
所得区分	変更前	変更後
分離短期譲渡		
分離長期譲渡		
山 林		
株式等譲渡		
先物取引		
合計所得金額		

総所得金額の内訳(円)		
所得区分	変更前	変更後
営業等	1 1 1	1 1 1
農業	1 1 1	1 1 1
不動産	1 1 1	1 1 1
利子	1 1 1	1 1 1
配当	1 1 1	1 1 1
給与収入	1 1 1	1 1 1
給与所得	1 1 1	1 1 1
公的年金収入	1 1 1	1 1 1
公的年金の雑所得	1 1 1	1 1 1
その他の雑所得	1 1 1	1 1 1
雑所得合計	1 1 1	1 1 1
総合譲渡・一時	1 1 1	1 1 1
損失の繰越控除	1 1 1	1 1 1
総所得金額	1 1 1	1 1 1

(4)

◎ 市民税・県民税が課税される人

市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

※下記の基準は 年度のものです。この基準は年度ごとに異なります。

	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がいる場合	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がない場合
均等割が課税される人	前年中の合計所得金額が次の金額を超える人 円×(扶養親族数+1)+ 円	前年中の合計所得金額が 円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入 円)
所得割が課税される人	前年中の総所得金額等が次の金額を超える人 円×(扶養親族数+1)+ 円	前年中の総所得金額等が 円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入 円)

その年の1月1日現在において本人が寡婦、寡夫、障害者又は未成年者のいずれかに該当し、かつ、合計所得金額が 万円以下の人は、均等割及び所得割は課税されません。

※合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除や損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。

※総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です(分離課税所得の特別控除を適用する前の金額を合計します。)。

※市民税・県民税が天引きされている株式等の譲渡所得・配当所得の場合、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書で申告したものが、合計所得金額・総所得金額等に加算されます。

(5)

所得控除額の内訳(円)			人的控除等の内訳		
所得控除区分	変更前	変更後	区分	変更前	変更後
雑損・医療費	—	—	扶養	特別障害	—
社会保険料・小規模共済	—	—	(内同居)	—	—
生命保険	—	—	その他障害	—	—
損保・地保・寄附金	—	—	本扶養	特別障害	—
雇用・老年・育児(夫)・奨学	—	—	老人扶養	その他障害	—
配偶者・扶養	—	—	(内同居老親)	老年者	—
配偶者特別	—	—	その他の扶養	寡婦の特例	—
基礎	—	—	勤労学生	寡婦一般	—
控除の合計	—	—	調整措置	寡夫	—
家屋敷課税	—	—	—	—	—

所得区分	課税所得金額(千円未満切捨て)		市民税所得割額		県民税所得割額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
総所得	—	—	—	—	—	—
分離短期譲渡	—	—	—	—	—	—
分離長期譲渡	—	—	—	—	—	—
山林	—	—	—	—	—	—
株式譲渡・分離配当	—	—	—	—	—	—
先物取引	—	—	—	—	—	—

(6)

- ◎ この税金についてのお問い合わせ先

市民税・県民税の計算に関すること	(名称) 課(名称) 担当	(電話番号)
納税に関する御相談	(名称) 課(名称) 担当	(電話番号)
納付方法・口座振替に関すること	(名称) 課(名称) 担当	(電話番号)

- ◎ 市民税・県民税の税率等

※下記の税率等は 年度の一般的な所得に対する税率等です。これらは年度ごとにことなります。

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
			所得割	%	%
均等割の金額	円	円	分離短期譲渡所得	%	%
所得割(総所得)	%	%	分離長期譲渡所得	%	%
			上場株式等譲渡所得	%	%

(7)

年税額及び普通徴収税額の計算(円)					
区分	変更前	変更後	区分	変更前	変更後
所得割額 の合計	市民税	1 1 1	1 1 1	年 税 額	1 1 1
	県民税	1 1 1	1 1 1	特別徴収分(給与)	1 1 1
課税控除・ 税額控除等	市民税	1 1 1	1 1 1	特別徴収分(年金)	1 1 1
	県民税	1 1 1	1 1 1	控除することができ なかった額(※1)	1 1 1
非課税措置 特例・減額 措置	市民税	1 1 1	1 1 1	充当額(※2)	1 1 1
	県民税	1 1 1	1 1 1	差引普通徴収税額	1 1 1
配当割額 株式譲渡割	市民税	1 1 1	1 1 1		
	県民税	1 1 1	1 1 1		
均等割額	市民税	1 1 1	1 1 1		
	県民税	1 1 1	1 1 1		

※1 所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額
 ※2 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に充当される額

普通徴収税額(円)				
期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第1期	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
第2期	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
第3期	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
第4期	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
随時	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
過年度	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1

公的年金からの 特別徴収税額(円)	給与から の特別徴収税額(円)
4月	1 1
6月	1 1
8月	1 1
10月	1 1
11月	1 1
12月	1 1
1月	1 1
2月	1 1
3月	1 1
4月	1 1
5月	1 1

(8)

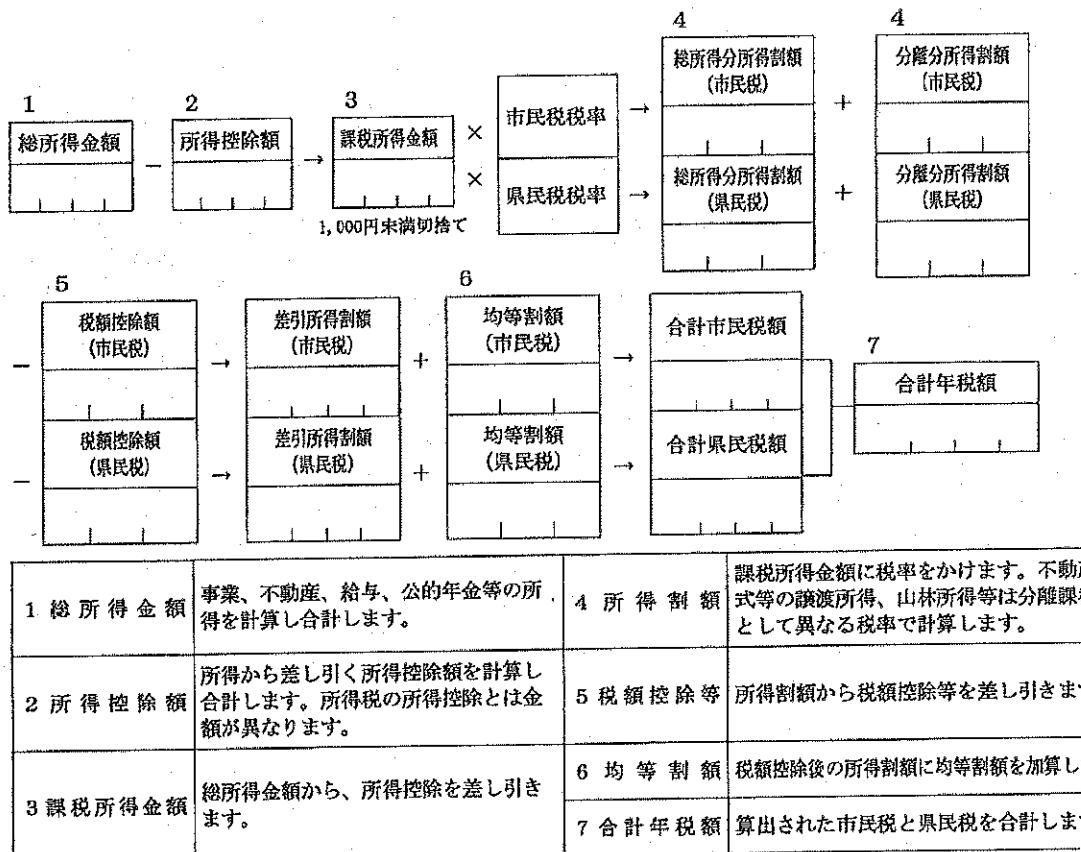
◎ 所得控除の種類と控除

※下記の表は、 年度の所得控除を記載したものです。控除の種類及び金額は年度ごとに異なります。

控除の種類	控除額	控除の種類	所得税	市・県民税	人的控除の差額
雑損控除		特 別 障 害 者 控除			
医療費控除		そ の 他 の 障 害 者			
社会保険料控除		婦 一 般 の 寡 婦 ・ 寡 夫 大 除 寡 婦 の 特 例			
小規模企業共済等掛金控除		勤 劳 学 生 控 除			
生命保険料控除		配 偶 者 控 除	一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者		
地震保険料控除		配 偶 者 控 除	万円超 万円未満 万円以上 万円未満 万円以上 万円未満		配偶者の所得により変動
		特 定 扶 养 親 族 扶 养 老 人 扶 养 親 族 扶 养 同 居 老 親 等 扶 养 親 族 そ の 他 の 扶 养 親 族			
		特 別 障 害 者 扶 养 控 除 の 同 居 加 算			
		基 础 控 除			

(9)

年度分 あなたの市民税・県民税の計算の流れ(円)



(10)

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第16条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 監督手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(11)

② 年度(年度分) 市民税・県民税 納付書承認済通知書

加入者名	津市		口座番号			金額	円		
収納機関番号			納付番号			確認番号			納付区分
履歴	年数		納付者番号						

ID: 市町村	督促手数料	延滞金			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			
税目	課税年度	会計年度	割別	通知番号	税 手 CD
<input type="text"/>					

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいにお入れしてください。

過期分納付額	円	納 税 者	様
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円	納付期限	年月日

CVS取納用



③ 年度(年度分) 市民税・県民税 納付書

口座番号	-	-	
加入者名	津市		
通常分納付額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		

上記のとおり納付します。

金額機関使用欄	領收印
日 付	
口数	
金額	
備考	

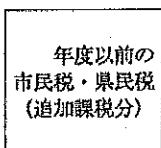
(津市・コンビニ本部保管)

年度(年度分) 市民税・県民税 納付書

口座番号	-	-	
加入者名	津市		
通常分納付額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円		

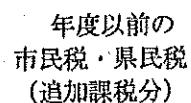
(收入印紙不要) (納税者保管)

この領収書は



の領収書です

この納付書は



の納付書です

納付場所

この「納付書」を利用したコンビニの代理の受領は津市の代用受領であり、支払者は請求金額を支払い、本受領書を受け取った時点で津市に対する債務が履行済みになります。

納期を御確認の上、納付してください。

以下の場合、コンビニでは納付できません。恐れ入りますが、右に記載の金融機関等で納付してください。

領収書は、少なくとも5年間は必ず保管してください。

- ・金額を訂正した場合
- ・納期限が過ぎた場合
- ・払込金額が30万円を超える場合
- ・バーコードの読み取りができない場合

第43号様式その4（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書
(1) 納付額の明細
様方様
(2) 納付方法

(口座振替用)

地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定に基づき、
あなたの 年度の市民税・県民税を決定しましたので通知します。下記の納付額をあなたが申し込まれた口座から振替いたします。

年 月 日

津市長 (氏名) 国

お問い合わせ番号

口座から振替する額	円
給与から引き落とされる額	円
公的年金から引き落とされる額	円
充当額	円
合計年税額	円

市民税・県民税の計算に関する明細は下記のページに掲載しておりますので、必ず内容を御確認ください。

- ・納期ごとの納付額及び納期限 ページ
- ・所得及び所得控除の明細 ページ
- ・税額計算に関する明細 ページ
- ・振替口座の御案内 ページ
- ・市民税・県民税の計算の流れ ページ

*この通知書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。

*各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しております。
ぜひ御一読ください。

(2)

◎ 賦課の根拠 この税金は、地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定により、年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。

◎ 市民税・県民税が課税される人 市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がいる場合	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がない場合
均等割が課税される人	前年中の合計所得金額が次の金額を超える人 円 × (扶養親族の人数 + 1) + 円	前年中の合計所得金額が 円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入 円)
所得割が課税される人	前年中の総所得金額等が次の金額を超える人 円 × (扶養親族の人数 + 1) + 円	前年中の総所得金額等が 円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入 円)

年1月1日現在において本人が寡婦、寡夫、障害者又は未成年者のいずれかに該当し、かつ、合計所得金額が 万円以下の人は、均等割及び所得割は課税されません。

*合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除や損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。
*総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です（分離課税所得の特別控除を適用する前の金額を合計します。）。

*市民税・県民税が天引きされている株式等の譲渡所得、配当所得の場合、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書で申告したものが、合計所得金額、総所得金額等に加算されます。

◎この税金についてのお問い合わせ先	市民税・県民税の計算に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
	納税に関する御相談	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)
	納付方法・口座振替に関すること	(名称) 課 (名称) 担当	(電話番号)

(3)

口座振替で納付する金額

期別	納期限	納付額(円)
第1期分	年月日	1 1 1
第2期分	年月日	1 1 1
第3期分	年月日	1 1 1
第4期分	年月日	1 1 1
合計		1 1 1

口座振替での納付について

振替口座及び振替方法は、ページ目に記載しております。

振替日(納期限)に振替不能とならないよう預金残高をお確かめください。

公的年金から引き落とされる額

支払者の名称	
公的年金の種類	

公的年金からの特別徴収税額		
	徴収月	徴収額(円)
① 仮徴収	年月	1 1 1
	年月	1 1 1
	年月	1 1 1
② 本徴収	年月	1 1 1
	年月	1 1 1
	年月	1 1 1

③ 年度 仮徴収額		
	徴収月	徴収額(円)
	年月	1 1 1
	年月	1 1 1
	年月	1 1 1

※公的年金からの引き落とし(特別徴収制度)については、裏面にも説明を掲載しておりますので、御覧ください。

(4)

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度について

公的年金からの特別徴収とは、公的年金を受給している人が、市民税・県民税を公的年金からの引き落としにより納付していたり制度です。

◎次の条件を全て満たす人が特別徴収の対象となります。

- 1 年4月1日時点で65歳以上の人
- 2 年1月1日以後、津市内に住所を有している人
- 3 年金から介護保険料が特別徴収されている人
- 4 年中の所得が公的年金による所得のみの人

◎ 年度から特別徴収の対象となる場合の納付方法

第1期、第2期は普通徴収の方法のため、申し込まれた口座より振り替えていたします。
10月以降は残りの税額を3等分して公的年金より引き落とします。

徴収方法	口座より振替(普通徴収)	年金からの引き落とし(特別徴収)
徴収時期	第1期(6月)	第2期(8月)
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1
		年税額の6分の1
		年税額の6分の1
		年税額の6分の1

◎ 年度より特別徴収である場合の納付方法

4~8月支給の年金からは、年2月に引き落とされた額と同額を仮徴収額として引き落とします。10月~翌年2月支給の公的年金からは、年税額から仮徴収分を差し引いて3等分した額を引き落します。

徴収方法	年金からの引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年2月の特 別徴収額と同じ額	年2月の特 別徴収額と同じ額	年2月の特 別徴収額と同じ額	年税額から仮徴収分を 差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を 差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を 差し引いた額の3分の1

※ 仮徴収額を引き落とした人が年度に公的年金からの特別徴収にならなかった場合は、年税額から仮徴収額を差し引いた額を申し込まれた口座より振り替えていたします。

(5)

納 税 義 務 者	年1月1日 時 点 の 住 所		通 知 書 番 号 様
	氏 名		

年度 市民税・県民税 課税明細（ 年1月1日から12月31日の間の所得及び所得控除）

総 所 得 金 額 の 内 訳 (円)			
営業等	1 1 1	給与	給 与 収 入
農業	1 1 1	給与	給 与 所 得
不動産	1 1 1	公的年金	公 的 年 金 収 入
利子	1 1 1	公的年金の雜所得	1 1 1
配当	1 1 1	その他の雜所得	1 1 1
総合譲渡・一時	1 1 1	雜所得の合計	1 1 1

分離課税所得金額の内訳(円)	
分離短期譲渡	1 1 1
分離長期譲渡	1 1 1
山林	1 1 1
株式等譲渡・分離配当	1 1 1
先物取引	1 1 1
損失の譲り越控除	1 1 1

総 所 得 金 額	1 1 1	円
合計所得金額	1 1 1	円

所 得 控 除 金 額 の 内 訳 (円)		
雜 損	1 1 1	障害・寡母・寡夫・勤学生
医療費	1 1 1	配偶者
社会保険料	1 1 1	配偶者特別
小規模企業共済等	1 1 1	扶養
生命保険料	1 1 1	基礎
地震保険料	1 1 1	控除の合計

人 的 控 除 等 の 内 訳		
控除配偶者		特 别 障 害
老人配偶者	扶養 (内同居)	障害
特 定 扶 养		その他障害
老 人 扶 养 (内同居老親)	本人 障害	特 别 障 害
そ の 他 の 扶 养	寡婦	その他障害
勤 労 学 生	寡婦	寡婦の特例
調 整 措 置	寡	一般
家屋敷課税		夫

(6)

◎ 津市から転出された人へ

市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、年1月2日以降に津市を転出された場合でも、年度の市民税・県民税は津市に納付してください。また、年分の所得証明書、年度の課税証明書等についても津市で発行します。

◎ 退職、休職等をされた人へ

退職、休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、お申し込みの口座より振り替えいたします。
なお、給与天引きを再開する場合は、勤務先事業所の給与事務担当者の方から津市（名称）部（名称）課に、給与天引き再開の旨を御連絡ください。

◎ 納税義務者が亡くなられた場合

市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に居住していた人に課税され、その人が年途中に亡くなられた場合でも、納税義務は相続人が引継ぐことになります。そのため、この通知書の市民税・県民税は相続人に当たる人が納付してください。

振替口座を変更される場合は、変更後の口座がある金融機関で、お早めに手続してください。

◎ 市民税・県民税の税率等（一般的なものに限り掲載しております。）

所 得 等 の 種 類	市民税の税率	県民税の税率	所得等の種類		市民税の税率	県民税の税率
			所得割	分離短期譲渡所得	%	%
均等割の金額	円	円		分離長期譲渡所得	%	%
所得割（総所得）	%	%		上場株式等譲渡所得	%	%

(7)

年度 市民税・県民税 課税の明細（税額計算等）

課税所得金額及び所得割額の内訳（円）				税額控除等の内訳（円）		
所得区分	課税所得金額※	市民税	県民税	種類	市民税	県民税
総所得				調整控除		
分離短期譲渡				配当控除		
分離長期譲渡				住宅借入金等		
山林所得				寄附金控除		
株式等譲渡・分離配当				配当割・譲渡割		
先物取引				その他		

※課税所得金額は千円未満を切り捨ててあります。

年税額及び
納付税額の計算
(円)

区分	所得割額の合計	税額控除等	差引所得割額	均等割額	年税額
市民税					
県民税					

給与から引き落とされる税額とされる税額	公的年金から引き落とされる税額	差引普通徴収税額	控除することができなかつた配当割・譲渡割(※1)	左記の額に係る充当額(※2)

納期及び口座振替にて納付する額(円)

期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	合計
納付額					
充当額					
充当後納付額					

※1 所得割により控除することができなかつた配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

※2 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割により控除することができなかつた場合に税額に充当される額

(8)

◎ 所得控除の種類と控除額

控除の種類	控除額
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	

控除の種類	所得税	市・県民税	人件税
障害者控除	特別障害者		
	その他の障害者		
寡夫控除	一般の寡婦・寡夫		
	寡婦の特例		
勤労学生控除			
配偶者控除	一般の控除対象配偶者		
	老人控除対象配偶者		
配偶者控除	万円超 万円未満		
	万円以上 万円未満		
	万円以上 万円未満	配偶者の所得により変動	
扶養控除	特定扶養親族		
	老人扶養親族		
	同居老親等扶養親族		
	その他の扶養親族		
特別障害者扶養控除の同居加算			
基礎控除			

◎ 住宅借入金等特別税額控除（税額控除）

(9)

口座振替制度を御利用の皆様へ

金融機関名		
口座名義人		
口座の種類	口 座 番 号	納付の区分
	個人情報保護のため口座番号 を非表示としております。	

- あなたが金融機関で申し込みされました
口座振替納付については、左のとおりです
ので御確認ください。

金融機関コード	
---------	--

年度の振替日は、次のとおりです。

期別	振替日
全期分前納・第1期分	年 月 日
第2期分	年 月 日
第3期分	年 月 日
第4期分	年 月 日

- 振替日（納期限の日）に振替不能とならないよう預金残高をお確かめください。
- 振替結果については、預貯金通帳の記帳により確認してください。
- 口座振替されている金融機関等を変更されるときは、新たに契約される金融機関で、お早めに手続をしてください。

(10)

◎ 寄附金税額控除（税額控除）

◎ 調整控除（税額控除）

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないとされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6%【納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第16条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）】の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

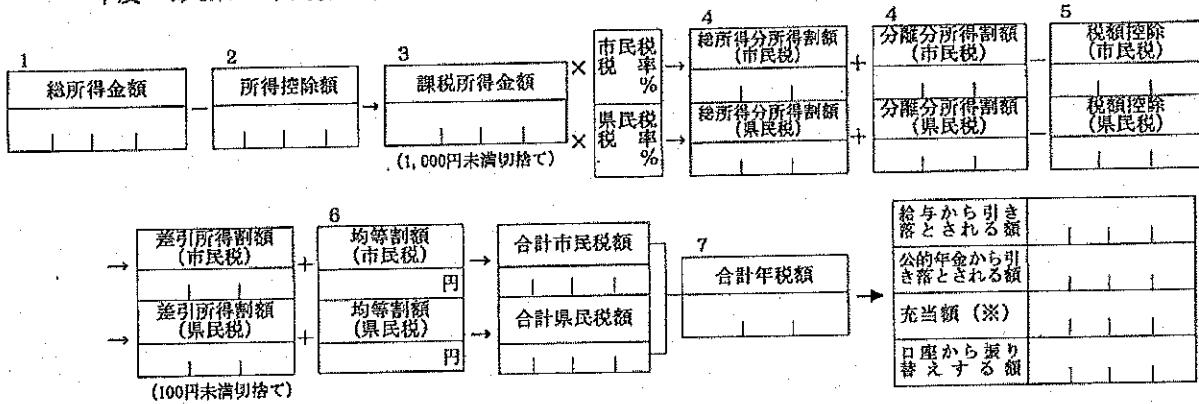
納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 延納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(11)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ(円)



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率(市民税 %・県民税 %)をかけます。 不動産や株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。 所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	保険料控除後の所得割額に均等割額を加算します。

*充当額割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に税額に充当される額

第43号様式その5（第21条関係）

(1)

年度 市民税・県民税 納税通知書	(口座振替用)
様方 様	年 月 日 津市長 (氏名) 団
お問い合わせ番号: _____	

※税額の計算に関する明細は次ページ以降に掲載しておりますので、必ず内容を御確認ください。
 ※この通知書は、少なくとも5年間は大切に保管してください。
 ※各ページの裏面に市民税・県民税についての説明を掲載しております。
 ぜひ御一読ください。

期別	振替日 (納期限)	普通徴収税額等の内訳(円)			
		変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第1期分	年 月 日				
第2期分	年 月 日				
第3期分	年 月 日				
第4期分	年 月 日				

(2)

- ◎ この通知書について
この通知書は、新たに市民税・県民税の納税義務が発生した人、又は現在課税されている税額及び徴収方法に変更があった人に送られます。
- ◎ 賦課の根拠
この税金は、地方税法、三重県県税条例及び津市市税条例の規定により、年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。
- ◎ 市民税・県民税が課税される人
市民税・県民税は前年中の所得に応じて均等割及び所得割が課税されます。

	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がいる場合	配偶者控除・扶養控除対象の扶養親族がない場合
均等割が課税される人	前年中の合計所得金額が次の金額を超える人 円×(扶養親族の人数+1)+円	前年中の合計所得金額が円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入円)
所得割が課税される人	前年中の総所得金額等が次の金額を超える人 円×(扶養親族の人数+1)+円	前年中の総所得金額等が円を超える人 (前年の収入が給与のみの人は給与収入円)

年1月1日現在において本人が寡婦、寡夫、障害者又は未成年者のいずれかに該当し、かつ、合計所得金額が万円以下の人は、均等割及び所得割は課税されません。

※合計所得金額とは、分離課税所得の特別控除や損失の繰越控除を適用する前の所得を合計した金額です。
 ※総所得金額等とは、損失の繰越控除を適用した後の所得を合計した金額です（分離課税所得の特別控除を適用する前の金額を合計します。）。
 ※市民税・県民税が天引きされている株式等の譲渡所得・配当所得の場合、市民税・県民税申告書や所得税の確定申告書で申告したものが、合計所得金額、総所得金額等に加算されます。

(3)

納 税 義 務 者	年 月 日 時 点 の 住 所	様	通 知 書 番 号
	氏 名		

あなたの市民税・県民税を次のように税額変更(賦課決定)
しましたので通知します。

変更理由

◎ 年1月1日から12月31日の間の所得金額内訳

分離所得金額の内訳(円)		
所 得 区 分	変 更 前	変 更 後
分離短期譲渡	—	—
分離長期譲渡	—	—
山 林	—	—
株式等譲渡・分離配当	—	—
先 物 取 引	—	—
合計所得金額	—	—

総 所 得 金 額 の 内 訳 (円)		
所 得 区 分	変 更 前	変 更 後
営 業 等	—	—
農 業	—	—
不 動 産	—	—
利 子	—	—
配 当	—	—
給 与 収 入	—	—
給 与 所 得	—	—
公的年金收入	—	—
公的年金の様所得	—	—
その他の様所得	—	—
様所得合計	—	—
譲 渡 ・ 一 時	—	—
損失の繰越控除	—	—
総 所 得 金 額	—	—

(4)

- ◎ 津市から転出された人へ
市民税・県民税はその年の1月1日時点の住所地にて課税されます。そのため、年1月2日以降に津市を転出された場合でも、年度の市民税・県民税は津市に納付してください。また 年分の所得証明書、 年度の課税証明書等についても津市で発行します。
- ◎ 退職、休職等をされた人へ
退職、休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、給与から天引きできなかった額をお申し込み口座より振り替えいたします。なお、給与天引きを再開する場合は、勤務先事業所の給与事務担当者の方から津市(名称)部(名称)課に、給与天引き再開の旨を御連絡ください。
- ◎ 公的年金から市民税・県民税が引き落とされている人へ
公的年金から市民税・県民税が引き落とされている人のうち、税額が変更となった場合や津市から転出した場合、公的年金から引き落としができなかった場合は公的年金からの引き落としが中止されます。この場合、公的年金から引き落としができなかった額をお申し込み口座より振替いたします。
- ◎ 納税義務者が亡くなられた場合
市民税・県民税は、その年の1月1日時点で津市に居住していた人に課税され、その人が年の途中に亡くなられた場合でも、納税義務は相続人が引き継ぐことになります。そのため、この通知書の市民税・県民税は相続人に当たる人が納付してください。
振替口座を変更される場合は、変更後の口座がある金融機関で、お早めに手続してください。

(5)

所得控除金額の内訳(円)			人的控除等の内訳		
所得控除区分	変更前	変更後	区分	変更前	変更後
雑損・医療費	1 1 1	1 1 1	控除配偶者		特別障害
社会保険料	1 1 1	1 1 1	老人配偶者	(内同居)	
小規模企業共済等	1 1 1	1 1 1	特定扶養		その他の障害
生命保険・地震保険	1 1 1	1 1 1	老人扶養	本人障害	特別障害
障害・寡婦(夫)・勤労	1 1 1	1 1 1	(内同居)		その他の障害
配偶者	1 1 1	1 1 1	その他の扶養		寡婦の特例
配偶者特別	1 1 1	1 1 1	勤労学生	寡婦	一般
扶養	1 1 1	1 1 1	調整措置		寡・夫
基礎	1 1 1	1 1 1	家屋敷課税		
控除の合計	1 1 1	1 1 1			

所得区分	課税所得金額(千円未満切捨て)		市民税所得割額		県民税所得割額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
総所得	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
分離短期譲渡	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
分離長期譲渡	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
山林	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
株式等譲渡・分離配当	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
先物取引	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1

(6)

◎ この税金についてのお問い合わせ先

市民税・県民税の計算に関すること	(名称)課(名称)担当	(電話番号)
納税に関する御相談	(名称)課(名称)担当	(電話番号)
納付方法・口座振替に関すること	(名称)課(名称)担当	(電話番号)

◎ 市民税・県民税の税率等(一般的なものに限り掲載しております。)

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
均等割の金額	円	円
所得割(総所得)	%	%

所得等の種類	市民税の税率	県民税の税率
分離短期譲渡所得	%	%
分離長期譲渡所得	%	%
上場株式等譲渡所得	%	%

(7)

税額控除等の内訳(円)							
区分		変更前	変更後	区分		変更前	変更後
調整控除	市民税	一	一	寄付金	市民税	一	一
	県民税	一	一	税額控除	県民税	一	一
配当控除	市民税	一	一	配当割	市民税	一	一
	県民税	一	一	譲渡所得割	県民税	一	一
住宅借入金等 特別税額控除	市民税	一	一	その他の 税額控除	市民税	一	一
	県民税	一	一		県民税	一	一

年税額及び普通徴収税額の計算 (円)

区分		変更前	変更後	区分	変更前	変更後
算出税額 の合計	市民税	一 一 一	一 一 一	年 税 額		
	県民税	一 一 一	一 一 一	特別徴収分(給与)		
税額控除等	市民税	一 一 一	一 一 一	特別徴収分(年金)		
	県民税	一 一 一	一 一 一	控除することができなかつた額(※1)		
均等割額	市民税	一 一 一	一 一 一	充 当 額(※2)		
	県民税	一 一 一	一 一 一	差引普通徴収税額		

※1 所得割り引き控除することができなかつた配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

*2 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に
税額に充当される額

(8)

◎ 所得控除の種類と控除額

控除の種類	控除額	所得税	市・県民税	人的控除の並
障害者控除	特別障害者 その他の障害者			
寡夫控除	一般の寡婦・寡夫 寡婦の特例			
勤労学生控除				
配偶者控除	一般の配偶者配偶者 老人扶養対象配偶者			
配偶者控除	万円超 万円未満 万円超 万円未満 万円超 万円未満			配偶者の所得により変動
扶養控除	特定扶養親族 老人扶養親族 同居者扶養扶養基準 その他の扶養親族			
特別障害者扶養控除の簡易計算				
基礎控除				

◎ 住宅借入金等特別税額控除（税額控除）

(9)

普通徴収税額(円)				
期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額
第1期	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
第2期	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
第3期	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
第4期	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1

給与からの特別徴収税額(円)			
6月	7月	8月	9月
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1

※この通知書はあらかじめ作成するため発行日によっては、口座振替の結果が納付済額の欄に反映されていない場合があります。あしからず御了承ください。

公的年金からの特別徴収税額(円)		
徴収月	変更前	変更後
年 月	1 1	1 1
年 月	1 1	1 1
年 月	1 1	1 1
年 月	1 1	1 1
年 月	1 1	1 1
年 月	1 1	1 1
年 月	1 1	1 1

年度公的年金からの仮徴収税額(円) (※)		
徴 収 月	変 更 前	変 更 後
年 月	1 1 1	1 1 1
年 月	1 1 1	1 1 1
年 月	1 1 1	1 1 1
年 月	1 1 1	1 1 1

(※) この欄の税額は、 年度の市民税・県民税であるため、 年度の市民税・県民税の年税額には含まれておりません。

(10)

◎ 寄附金税額控除（税額控除）

◎ 調整控除（税額控除）

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6%（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(11)

口座振替制度を御利用の皆さまへ

金融機関名		
口座名義人		
口座の種類	口座番号	納付の区分
	個人情報保護のため口座番号を非表示としております	

金融機関コード	
---------	--

年度の振替日は、下記のとおりです。

期別	振替日
全期分前納・第1期分	年月日
第2期分	年月日
第3期分	年月日
第4期分	年月日

- あなたが金融機関で申し込みされた口座振替納付については、左のとおりですので御確認ください。

- 振替日（納期限の日）に振替不能とならないよう預金残高をお確かめください。
- 振替結果については、預貯金通帳の記帳により確認してください。
- 口座振替されている金融機関等を変更されるときは、新たに契約される金融機関で、お早めに手続をしてください。

(12)

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度について

公的年金からの特別徴収とは、公的年金を受給している人が、市民税・県民税を公的年金からの引き落としにより納付していただく制度です。

◎次の条件を全て満たす人が特別徴収の対象となります。	
1	年4月1日時点で65歳以上の人
2	年1月1日以後、津市内に住所を有している人
3	年金から介護保険料が特別徴収されている人
4	年中の所得が公的年金による所得のみの人

- ◎ 年度から特別徴収の対象となる場合の納付方法
第1期、第2期は普通徴収の方法のため、申し込まれた口座より振り替えいたします。
10月以降は残りの税額を3等分して公的年金より引き落とします。

徴収方法	口座より振替（普通徴収）		年金からの引き落とし（特別徴収）		
徴収時期	第1期（6月）	第2期（8月）	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

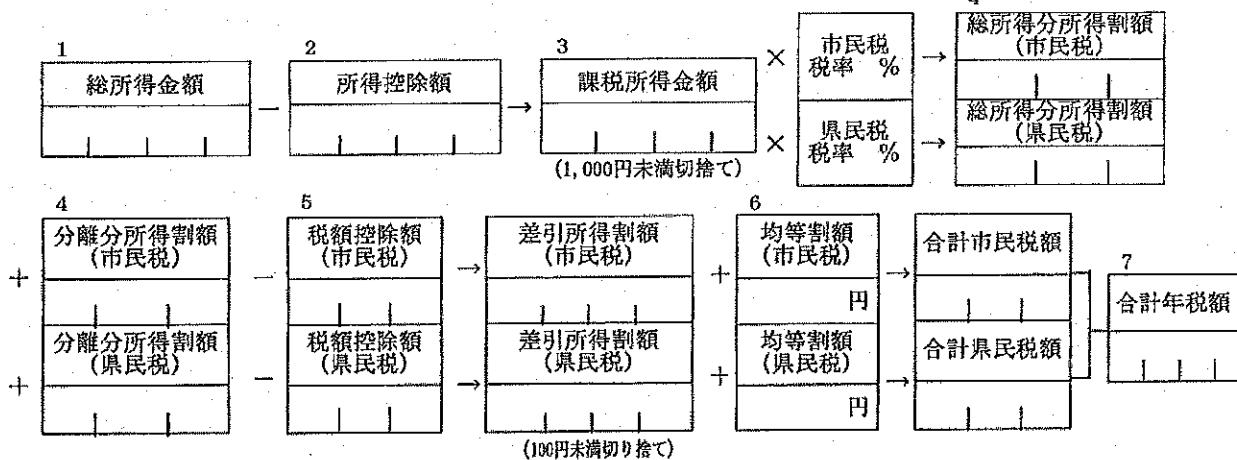
- ◎ 年度より特別徴収である場合の納付方法
4~8月支給の年金からは、年月に引き落とされた額と同額を仮徴収額として引き落とします。
10月~翌年2月支給の公的年金からは、年税額から仮徴収分を差し引いて3等分した額を引き落とします。

徴収方法	年金からの引き落とし（特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年2月の特別徴収額と同じ額	年2月の特別徴収額と同じ額	年2月の特別徴収額と同じ額	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1

※ 仮徴収額を引き落とした人が年度に公的年金からの特別徴収の対象にならなかった場合は、年税額から仮徴収額を差し引いた額を申し込まれた口座より振り替えいたします。

(13)

年度 あなたの市民税・県民税の計算の流れ(円)



1 総所得金額	事業、不動産、給与、公的年金等の所得を計算し合計します。	4 所得割額	課税所得金額に税率(市民税%・県民税%)をかけます。不動産、株式等の譲渡所得、山林所得等は分離課税所得として異なる税率で計算します。
2 所得控除額	所得から差し引く所得控除額を計算し合計します。所得税の所得控除とは金額が異なります。	5 税額控除等	所得割額から税額控除等を差し引きます。
3 課税所得金額	総所得金額から、所得控除を差し引きます。	6 均等割額	税額控除後の所得割額に均等割額を加算します。
		7 合計年税額	算出された市民税と県民税を合計します。

第46号様式その1及びその2を次のように改める。

第46号様式その1(第21条関係)

整理番号	町コード	会員コード
(住 所)		
(氏 名)		

市民税・県民税 税額変更（賦課決定）通知書

あなたの市民税・県民税額を次のように変更（賦課決定）しましたので通知します。

決定又は変更理由

年月日

第46号様式その2(第21条関係)

監理番号	町コード	金融コード
(住所)	(氏名)	

市長發：吳星翰 總督委員（簽署蓋印）通知書
年度（ 年度分）

あなたの 年度(年度分)市民税・県民税を次のよう
に税額変更(課課決定)しましたので通知します。

决定又出变更理由

年 月 日

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日より60日以内に、海事局に対して異議申立てをなすことができます。この異議申立てに対する決定を受け取った日の翌日より60日以内に、海事局を被告として原告の取消し訴訟を提起することができます。

第55号様式その1を次のように改める。

年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産)

様方
様
様分

次の税額を納期限までに納付してください。住所・氏名等に誤りがありましたら御連絡ください。

納税通知書

区分	固定資産税(円)	都市計画税(円)
土地		
家屋		
償却資産		
合計		
算出税額		
減額税額		
新規移転税額等		
減免税額		
年税額(固定資産税+都市計画税)(円)		

期別	納期限	税額(円)
全期間	年月日	
第1期分	年月日	
第2期分	年月日	
第3期分	年月日	
第4期分	年月日	

通知番号	
お問い合わせ番号	

年月日

津市長(氏名)印

(2)

●課税の根拠等について

◎課税の根拠

固定資産税・都市計画税は、地方税法並びに津市市税条例及び津市市税条例施行規則の規定により、毎年1月1日現在、津市内に固定資産を所有している人に課税するものです。

◎課税の期日(賦課期日)

固定資産税・都市計画税の課税の期日(賦課期日)は、毎年1月1日です。
1月2日以降に土地、家屋を売買、相続、取壟し等されても本年度の納税義務者は変わりません。

◎税率

固定資産税は %、都市計画税は %になります。

●納税義務者が亡くなられた場合について

地方税法の規定により、相続人が納税義務を引き継ぐことになりますので、相続人から代表者を定めて届け出してください。

●納税管理人の申告について

津市内に住所、事務所等がない場合は、津市内居住者の内から納税管理人を定めて申告してください。

●共有資産をお持ちの人について

共有で資産をお持ちの場合、納税通知書等は代表の人へ送付しています。

●家屋を取り壊した場合について

家屋を取り壊した場合は、速やかに届け出してください。

●この通知書に記載された事項について不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、津市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないことがあります。行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

(3) (5)

年度 固定資産税・都市計画税課税明細書(土地・家屋)

※課税対象外の資産(物件)は除いてあります。課税明細の見方は、ページの裏面を御覧ください。

(4)

●市税の納付は便利な口座振替で

◎新たに口座振替を御希望の人は、津市内各市税取扱金融機関又は郵便局の窓口へ預金通帳とその印鑑・納税通知書を持参してお申し出ください。

◎口座振替の申込書は、市内各金融機関又は郵便局の窓口に備えています。市外にお住まいの方は、御連絡いただければ、申込書を送付します。

◎申込手続は、開始月の前月末までに各窓口で済ませてください。

◎随時課税分（「隨」と表示）は口座振替の対象になりません。

◎共有課税（○○ほか△名と表示）の場合は、納税通知書1通ごとに、それぞれ申込手続をしてください。

◎振替結果については、通帳記帳等で御確認ください。

●この税金について
のお問い合わせは
固定資産税・都市計画税の
課税に関すること

土地については
(電話番号)
(名称)課(名称)担当

家屋・借却資産については
(電話番号)
(名称)課(名称)担当

納税についての御相談に
関すること
(電話番号)
(名称)課(名称)担当

口座振替に関する事
(電話番号)
(名称)課(名称)担当

●納期限までにこの税金を納付しなかった場合

◎延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6%（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

◎督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は、督促手数料（円を加算して納付しなければなりません。

◎滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

10

方見の細書税課

※家屋とは、住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物をいいます。

(7)

② 年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領收済通知書(全期)

加入者名	津市	口座番号		金額				円
収納機関番号		納付番号				被認美番号		納付区分
項目	年度	年次	納付用書類番号					

ID 市町村	督促手数料	延滞金	合計
科目	算定年度	会計年度	割引
通知書番号			民
CVS取納用			CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

全期納付額		納税義務者		領收印
		納期限	年月日	

(津市・コンビニ本部保)

② 年度 固定資産税・都市計画税 納付書

ID	-	-	
加入者名	津市		
金額			
年次	年度	年次	固定資産税 都市計画税
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者			

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領收印
目計	
口数	
金額	
備考	

(取扱金額機関・コンビニ店舗保管)

② 年度 固定資産税・都市計画税

領收証書	②	口座番号	
加入者名	津市		
納税義務者			
通知書番号			
金額	円		
年次	年度	年次	固定資産税 都市計画税
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者			

納用印

年一月日

上記のとおり領收しました

領收印
(收入印紙不要) (納税者保管)

(收入印紙不要) (納税者保管)

② 年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領收済通知書(1期)

加入者名	津市	口座番号		金額				円
収納機関番号		納付番号				被認美番号		納付区分
項目	年度	年次	納付用書類番号					

ID 市町村	督促手数料	延滞金	合計
科目	算定年度	会計年度	割引
通知書番号			民
CVS取納用			CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

第1期納付額		納税義務者		領收印
督促手数料				
延滞金				
合計		納期限	年月日	

(津市・コンビニ本部保)

② 年度 1期 固定資産税・都市計画税 納付書

ID	-	-	
加入者名	津市		
第1期納付額			
督促手数料			
延滞金			
合計			
年次	年度	年次	固定資産税 都市計画税
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者			

上記のとおり納付します。

金融機関使用欄	領收印
目計	
口数	
金額	
備考	

(取扱金額機関・コンビニ店舗保管)

② 年度 1期 固定資産税・都市計画税

領收証書	②	口座番号	
加入者名	津市		
納税義務者			
通知書番号			
金額	円		
年次	年度	年次	固定資産税 都市計画税
納期限	年月日		
納税通知書番号			
納税義務者			

納用印

年月日

上記のとおり領收しました

領收印
(收入印紙不要) (納税者保管)

(9)

② 年度 固定資産税・都市計画税 納付書類領収済通知書(2期)

加入者名	津市		口座番号			金額				内
収納帳開 き番号			納付 番号					確認 番号		納付 区分
項目		年度		納付 番号						

ID: 市町村	督促手数料	延滞金
[]	[]	[]
科目 請課年度 会計年度 期別	通知書番号	現額 CD
[]	[]	[]

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

② 年度 2期 固定資産税・都市計画税 納付書類

請	-	-
加入者名	津市	
第2期納付額		
督促手数料		
延滞金		
合計		

上記のとおり納付します。

金融機関使用票	領收日付印
日 付	
口 敷	
全額	
備考	

2

津市

(津市・コンビニ本部保管)

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

(収入印紙不要) (納税者保管)

② 年度 3期 固定資産税・都市計画税 納付書類

請	-	-
加入者名	津市	
第3期納付額		
督促手数料		
延滞金		
合計		

上記のとおり納付します。

金融機関使用票	領收日付印
日 付	
口 敷	
全額	
備考	

3

津市

(津市・コンビニ本部保管)

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

② 年度 3期 固定資産税・都市計画税 納付書類

請	-	-
加入者名	津市	
納付義務者		
通知番号		
第3期納付額		

(収入印紙不要) (納税者保管)

(11)

④ 年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書(4期)

加入者名	津市		口座番号			金額			円
取扱機関番号	納付番号					辨認番号	納付区分		
戻日	年度		納税通知書番号						

ID 市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
税目 計算年度 会計年度 別	通知書番号	税額 CD
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

第4期納付額	円	納税義務者	領收印
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計	円	納期限	
年月日			
4			
CVS収納用			

(津市・コンビニ未印保管)

④ 年度 4期
固定資産税・都市計画税
領收証書

加入者名	津市	
第4期納付額		
督促手数料		
延滞金		
合計		
年度	年度	戻日 固定資産税 都市計画税
納期限	年月日	
納税通知書番号		
納税義務者	様	

上記のとおり納付します。

金融機関用印	領收印付印
合計	
口数	
金額	
備考	

(取扱金融機関・コンビニ店舗保管)

④ 年度 4期
固定資産税・都市計画税
領收証書

加入者名	津市	
納税義務者	様	
第4期納付額	円	
督促手数料		
延滞金		
合計		
納期限		
年月日		
上記のとおり領收しました		
領收印付印		
4		
(収入印紙不要) (納税者保管)		

(12)

この領収書は

この納付書は

納付場所

年度 固定資産税 都市計画税 第 一期分

の領収書です

年度 固定資産税 都市計画税 第 一期分

の納付書です

この「納付書」を利用したコンビニの代理の受領は津市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い本受領書を受け取った時点で津市に対する債務が履行済みになります。

領収書は、少なくともも年間は必ず保管してください。

納期を御確認の上、納付してください。

以下の場合、コンビニでは納付できません。恐れ入りますが、右に記載の金融機関等で納付してください。

- ・金額を訂正した場合
- ・納期限が過ぎた場合
- ・拝込金額が30万円を超える場合
- ・バーコードの読み取りができない場合

第55号様式その3を次のように改める。

年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産） 納税通知書

口座振替用

様方
様
様分

次の税額を納期限までに納付してください。住所・氏名等に誤りがありましたら御連絡ください。

あなたの振替口座		
金融機関名		
口座名義人		
口座番号	個人情報保護のため口座番号を非表示としております。	
口座の種類	納付の区分	

区分	固定資産税(円)	都市計画税(円)
土地	1 1 1	1 1 1
家屋	1 1 1	1 1 1
償却資産	1 1 1	1 1 1
合計	1 1 1	1 1 1
算出税額	1 1 1	1 1 1
減税額	1 1 1	1 1 1
新築移築減税等	1 1 1	1 1 1
減免税額	1 1 1	1 1 1
年税額(固定資産税+都市計画税)(円)	1 1 1	1 1 1

期別	納期限	税額(円)
全期間	年月日	1 1 1
第1割分	年月日	1 1 1
第2割分	年月日	1 1 1
第3割分	年月日	1 1 1
第4割分	年月日	1 1 1

年月日

通知番号	
お問い合わせ番号	

津市長（氏名）印

●振替日（納期限の日）に振替不能とならないよう預金残高をお確かめください。

(2)

●課税の根拠等について

◎課税の根拠

固定資産税・都市計画税は、地方税法並びに津市市税条例及び津市市税条例施行規則の規定により、毎年1月1日現在、津市内に固定資産を所有している人に課税するものです。

◎課税の期日（賦課期日）

固定資産税・都市計画税の課税の期日（賦課期日）は、毎年1月1日です。

1月2日以降に土地、家屋を売買、相続、取壟し等されても本年度の納税義務者は変わりません。

◎税率

固定資産税は　%、都市計画税は　%になります。

●納税義務者が亡くなられた場合について

地方税法の規定により、相続人が納税義務を引き継ぐことになりますので、相続人から代表者を定めて届け出してください。

●納税管理人の申告について

津市内に住所、事務所等がない場合は、津市内居住者の内から納税管理人を定めて申告してください。

●共有資産をお持ちの人について

共有で資産をお持ちの場合、納税通知書等は代表の人へ送付しています。

●家屋を取り壟した場合について

家屋を取り壟した場合は、速やかに届け出してください。

●この通知書に記載された事項について不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、津市固定資産評価審査委員会に審査の申出ができる事項については除かれます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないことがあります。されますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないので、訴えを提起することができます。

(3) (5)

年度 固定資産税・都市計画税課明細書(土地・家屋)

※課税対象外の資産(物件)は除いてあります。譲り明細の見方は、ページの裏面を御覧ください。

(4)

●この税金についてのお問い合わせは

固定資産税・都市計画税の課税に関すること	土地については	(電話番号)	(名称)課 名称(担当)
	家屋・償却資産については	(電話番号)	(名称)課 名称(担当)
納税についての御相談に関すること		(電話番号)	(名称)課 名称(担当)
口座振替に関すること		(電話番号)	(名称)課 名称(担当)

●納期限までにこの税金を納付しなかった場合

①延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6%（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

②督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料　円を加算して納付しなければなりません。

③滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

口座振替制度を御利用の皆様へ

- 振替日（納期限の日）に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。
- 振替結果については、預貯金通帳の記帳により確認してください。
- 口座振替されている金融機関等を変更されるときは、新たに契約される金融機関等で、お早めに手続をしてください。

(6)

課税明細書の見方

物件の所在地		家屋番号		評価額 円		前年度固定課税標準額 円		固定課税標準額 円		固定資産税相当額 円			
登記地目 資産種類	現況地目 構造	課税地積 ㎡		住宅用地区分 所有		軽減税率 %		前年度都計課税標準額 円		都計課税標準額 决		都市計画税相当額 决	
		課税床面積 ㎡	新築控減等/建築年	新築控減等/建築年	新築控減等/建築年	新築控減等/建築年	新築控減等/建築年	新築控減等/建築年	新築控減等/建築年	新築控減等/建築年	新築控減等/建築年	新築控減等/建築年	

*家屋とは、住家、店舗、工場(名電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物をいいます。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。